

【表1】条例の制定状況〈包括外部監査〉

都道府県名	条例施行年度	条例により定めている監査の対象				
		財政援助団体	出資団体	借入金元利保証団体	公有地信託の受託者	公の施設の管理者
北海道	10	○	○	○	○	○
青森県	11	○	○	○	○	○
岩手県	11	○	○	○	○	○
宮城県	11	○	○	○	○	○
秋田県	11	○	○	○	○	○
山形県	11	○	○	○	○	○
福島県	11	○	○	○	○	○
茨城県	11	○	○	○	○	○
栃木県	11	○	○	○	○	○
群馬県	11	○	○	○	○	○
埼玉県	11	○	○	○	○	○
千葉県	11	○	○	○	○	○
東京都	11	○	○	○	○	○
神奈川県	11	○	○	○	○	○
新潟県	11	○	○	○	○	○
富山県	11	○	○	○	○	○
石川県	11	○	○	○	○	○
福井県	11	○	○	○	○	○
山梨県	10	○	○	○	○	○
長野県	11	○	○	○	○	○
岐阜県	11	○	○	○	○	○
静岡県	11	○	○	○	○	○
愛知県	11	○	○	○	○	○
三重県	11	○	○	○	○	○
滋賀県	11	○	○	○	○	○
京都府	11	○	○	○	○	○
大阪府	11	○	○	○	○	○
兵庫県	11	○	○	○	○	○
奈良県	11	○	○	○	○	○
和歌山県	11	○	○	○	○	○
鳥取県	11	○	○	○	○	○
島根県	11	○	○	○	○	○
岡山県	11	○	○	○	○	○
広島県	11	○	○	○	○	○
山口県	11	○	○	○	○	○
徳島県	11	○	○	○	○	○
香川県	11	○	○	○	○	○
愛媛県	11	○	○	○	○	○
高知県	11	○	○	○	○	○
福岡県	11	○	○	○	○	○
佐賀県	11	○	○	○	○	○

都道府県名	条例施行年度	条例により定めている監査の対象				
		財政援助団体	出資団体	借入金元利保証団体	公有地信託の受託者	公の施設の管理者
長崎県	11	○	○	○	○	○
熊本県	11	○	○	○	○	○
大分県	11	○	○	○	○	○
宮崎県	11	○	○	○	○	○
鹿児島県	11	○	○	○	○	○
沖縄県	11	○	○	○	○	○
都道府県計	-	47	47	47	47	47

指定都市名	条例施行年度	条例により定めている監査の対象				
		財政援助団体	出資団体	借入金元利保証団体	公有地信託の受託者	公の施設の管理者
札幌市	11	○	○	○	○	○
仙台市	11	○	○	○	○	○
さいたま市	15	○	○	○	○	○
千葉市	11	○	○	○	○	○
横浜市	11	○	○	○	○	○
川崎市	11	○	○	○	○	○
相模原市	13	○	○	○	○	○
新潟市	11	○	○	○	○	○
静岡市	15	○	○	○	○	○
浜松市	11	○	○	○	○	○
名古屋市	11	○	○	○	○	○
京都市	11	○	○	○	○	○
大阪市	11	○	○	○	○	○
堺市	11	○	○	○	○	○
神戸市	11	○	○	○	○	○
岡山市	11	○	○	○	○	○
広島市	11	○	○	○	○	○
北九州市	11	○	○	○	○	○
福岡市	11	○	○	○	○	○
指定都市計	-	19	19	19	19	19

中核市名	条例施行年度	条例により定めている監査の対象				
		財政援助団体	出資団体	借入金元利保証団体	公有地信託の受託者	公の施設の管理者
函館市	17	○	○	○	○	○
旭川市	12	○	○	○	○	○
青森市	18	○	○	○	○	○
盛岡市	16	○	○	○	○	○
秋田市	11	○	○	○	○	○
郡山市	11	○	○	○	○	○
いわき市	11	○	○	○	○	○
宇都宮市	11	○	○	○	○	○
前橋市	21	○	○	○	○	○
川越市	15	○	○	○	○	○
船橋市	15	○	○	○	○	○
柏市	20	○	○	○	○	○
横須賀市	11	○	○	○	○	○

中核市名	条例施行 年度	条例により定めている監査の対象				
		財政援助団体	出資団体	借入金元利保証団体	公有地信託の受託者	公の施設の管理者
富山市	17	○	○	○	○	○
金沢市	11	○	○	○	○	○
長野市	11	○	○	○	○	○
岐阜市	11	○	○	○	○	○
豊橋市	11	○	○	○	○	○
岡崎市	15	○	○	○	○	○
豊田市	11	○	○	○	○	○
大津市	21	○	○	○	○	○
高槻市	15	○	○	○	○	○
東大阪市	17	○	○	○	○	○
姫路市	11	○	○	○	○	○
尼崎市	21	○	○	○	○	○
西宮市	20	○	○	○	○	○
奈良市	14	○	○	○	○	○
和歌山市	11	○	○	○	○	○
倉敷市	12	○	○	○	○	○
福山市	11	○	○	○		○
下関市	17	○	○	○	○	○
高松市	11	○	○	○	○	○
松山市	12	○	○	○	○	○
高知市	11	○	○	○	○	○
久留米市	20	○	○	○	○	○
長崎市	11	○	○	○	○	○
熊本市	11	○	○	○	○	○
大分市	11	○	○	○	○	○
宮崎市	11	○	○	○	○	○
鹿児島市	11	○	○	○	○	○
中核市計	-	40	40	40	38	40

市区町村名	条例施行 年度	条例により定めている監査の対象				
		財政援助団体	出資団体	借入金元利保証団体	公有地信託の受託者	公の施設の管理者
埼玉県所沢市	22	○	○	○	○	○
東京都港区	13	○	○	○	○	○
東京都江東区	20	○	○	○	○	○
東京都目黒区	14	○	○	○	○	○
東京都大田区	17	○	○	○	○	○
東京都世田谷区	16	○	○	○	○	○
東京都荒川区	13	○	○	○	○	○
東京都八王子市	11	○	○	○	○	○
東京都町田市	19	○	○	○	○	○
岐阜県瑞穂市	22	○	○	○	○	○
大阪府枚方市	18	○	○	○	○	○
大阪府八尾市	14	○	○	○	○	○

市区町村名	条例施行 年度	条例により定めている監査の対象				
		財政援助団体	出資団体	借入金元利保証団体	公有地信託の受託者	公の施設の管理者
香川県坂出市	14	○	○	○	○	○
香川県善通寺市	14	○	○	○	○	○
長崎県佐世保市	20	○	○	○	○	○
市区町村計	-	15	15	15	15	15

区分	条例により定めている監査の対象				
	財政援助団体	出資団体	借入金元利保証団体	公有地信託の受託者	公の施設の管理者
都道府県	47	47	47	47	47
指定都市	19	19	19	19	19
中核市	40	40	40	38	40
その他市区町村	15	15	15	15	15
総計	121	121	121	119	121

【表 1 - 2】 包括外部監査を導入した理由

市区町村名	包括外部監査を導入した理由
埼玉県所沢市	外部からの視点により課題を掘り起こし改善を行うことにより厳正な行政運営につなげる目的、また困難な課題についても外部監査に期待するため。
東京都港区	区政の透明性、公正性の一層の確保のため。
東京都江東区	監査機能の強化及び住民の信頼確保ため。
東京都目黒区	地方自治法で制度化された外部監査人からの監査を受けることによって、地方公共団体としての自主性、自立性を高めながら、より適正な運営を確保するため。
東京都大田区	区政運営の透明性の向上を図るため。
東京都世田谷区	現行の監査機能を強化し、区政の透明性や信頼性をより一層高めるため。
東京都荒川区	財務管理、事業の経営管理等に関する専門的な知識を有する外部者に専門的な見地から監査を実施させることにより、監査機能の充実を図り、より一層の区政運営の効率化及び合理化に資することを目的としたため。
東京都八王子市	監査の独立性・専門性を高め、監査機能を一層の充実、強化を図るため。
東京都町田市	市政運営に対するチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図るため。
岐阜県瑞穂市	監査体制の強化を図り、透明性、公平性を確保するため。
大阪府枚方市	地方分権の推進に当たって、地域主権を目指す自治体にふさわしい自己決定、自己責任を果たすためのチェック機能を強化するという観点から、現行の監査委員制度を補完するものとして包括外部監査制度を導入。
大阪府八尾市	地方分権の推進にあたって、監査機能の独立性、専門性、透明性、客観性の強化を図ることにより、監査委員監査制度の活性化と監査機能に対する市民の信頼性を高めるために外部監査制度を導入。
香川県坂出市	公金支出の透明性の確保、市民への説明責任を果たすため、当時の市長の強い指導のもと、制定された。
香川県善通寺市	本市行政運営の効率性及び透明性の向上を図るため。
長崎県佐世保市	監査機能の一層の充実を図るため。

【表2】 包括外部監査契約の締結状況

都道府県名	契約の期間の始期
北海道	平成22年4月1日
青森県	平成22年4月1日
岩手県	平成22年4月1日
宮城県	平成22年4月5日
秋田県	平成22年4月1日
山形県	平成22年4月1日
福島県	平成22年4月1日
茨城県	平成22年4月1日
栃木県	平成22年4月1日
群馬県	平成22年4月1日
埼玉県	平成22年4月1日
千葉県	平成22年4月1日
東京都	平成22年4月1日
神奈川県	平成22年4月1日
新潟県	平成22年4月1日
富山県	平成22年4月1日
石川県	平成22年4月1日
福井県	平成22年4月1日
山梨県	平成22年4月1日
長野県	平成22年4月1日
岐阜県	平成22年4月1日
静岡県	平成22年4月1日
愛知県	平成22年4月1日
三重県	平成22年4月1日
滋賀県	平成22年4月1日
京都府	平成22年4月1日
大阪府	平成22年4月1日
兵庫県	平成22年4月1日
奈良県	平成22年4月1日
和歌山県	平成22年4月1日
鳥取県	平成22年4月6日
島根県	平成22年4月1日
岡山県	平成22年4月1日
広島県	平成22年4月1日
山口県	平成22年4月1日
徳島県	平成22年4月1日
香川県	平成22年4月1日
愛媛県	平成22年4月1日
高知県	平成22年4月1日
福岡県	平成22年4月7日
佐賀県	平成22年4月1日

都道府県名	契約の期間の始期
長崎県	平成22年4月1日
熊本県	平成22年4月1日
大分県	平成22年4月1日
宮崎県	平成22年4月1日
鹿児島県	平成22年4月1日
沖縄県	平成22年4月1日
<b>都道府県計</b>	-

指定都市名	契約の期間の始期
札幌市	平成22年4月1日
仙台市	平成22年4月1日
さいたま市	平成22年4月1日
千葉市	平成22年4月1日
横浜市	平成22年4月1日
川崎市	平成22年4月1日
相模原市	平成22年4月1日
新潟市	平成22年4月1日
静岡市	平成22年4月1日
浜松市	平成22年4月1日
名古屋市	平成22年4月1日
京都市	平成22年4月1日
大阪市	平成22年4月1日
堺市	平成22年4月1日
神戸市	平成22年4月1日
岡山市	平成22年4月6日
広島市	平成22年4月1日
北九州市	平成22年4月1日
福岡市	平成22年4月1日
<b>指定都市計</b>	-

中核市名	契約の期間の始期
函館市	平成22年4月1日
旭川市	平成22年4月1日
青森市	平成22年4月1日
盛岡市	平成22年4月1日
秋田市	平成22年4月1日
郡山市	平成22年4月1日
いわき市	平成22年4月1日
宇都宮市	平成22年4月1日
前橋市	平成22年4月1日
川越市	平成22年4月1日
船橋市	平成22年4月1日
柏市	平成22年4月1日
横須賀市	平成22年4月1日

中核市名	契約の期間の始期
富山市	平成22年4月1日
金沢市	平成22年4月1日
長野市	平成22年4月1日
岐阜市	平成22年4月1日
豊橋市	平成22年4月1日
岡崎市	平成22年4月1日
豊田市	平成22年4月1日
大津市	平成22年4月1日
高槻市	平成22年4月1日
東大阪市	平成22年4月1日
姫路市	平成22年4月1日
尼崎市	平成22年4月1日
西宮市	平成22年4月1日
奈良市	平成22年4月1日
和歌山市	平成22年4月1日
倉敷市	平成22年4月1日
福山市	平成22年4月1日
下関市	平成22年4月1日
高松市	平成22年4月1日
松山市	平成22年4月1日
高知市	平成22年4月1日
久留米市	平成22年4月1日
長崎市	平成22年4月1日
熊本市	平成22年4月1日
大分市	平成22年4月1日
宮崎市	平成22年4月1日
鹿児島市	平成22年4月1日
中核市計	-

市区町村名	契約の期間の始期
東京都港区	平成22年4月1日
東京都江東区	平成22年5月28日
東京都目黒区	平成22年4月1日
東京都大田区	平成22年6月16日
東京都世田谷区	平成22年7月1日
東京都荒川区	平成22年7月1日
東京都八王子市	平成22年4月1日
東京都町田市	平成22年4月1日
岐阜県瑞穂市	平成22年8月31日
大阪府枚方市	平成22年4月1日
大阪府八尾市	平成22年4月1日

市区町村名	契約の期間の始期
香川県坂出市	平成22年4月1日
香川県善通寺市	平成22年4月1日
長崎県佐世保市	平成22年4月1日
市区町村計	-

(単位：団体)

区分	平成22年4月1日	左以外の日
都道府県	44	3
指定都市	18	1
中核市	40	0
その他市区町村	9	5
総計	111	9

【表3】包括外部監査人の資格等

(注) ②は連続して2回、③は連続して3回、同一の者と契約を締結していることを示す。

都道府県名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を 選定した理由
北海道				○	包括外部監査人資格者団体からの推薦を踏まえて選定している。また、選任の期間については、同一資格者につき2年間を目途としていることから、別の者を選任した。
青森県				○	①税理士として豊富な実務経験を有し、財務監査事務に精通していること。 ②東北税理士会青森県支部連合会から最適任者として推薦を受けていること。
岩手県		③			①平成21年度の監査実施にあたり、幅広い知見や優れた洞察力を生かして監査を実施したと認められること。 ②公会計部門を有する大手監査法人に所属しており、補助者を含め、効果的・計画的な監査執行や報告書の品質確保が期待されること。
宮城県		○			本県から公認会計士協会東北会宮城県会へ依頼し、推薦された公認会計士のため。
秋田県		○			事務処理上の内部取り決めにより、公認会計士協会秋田県会及び大手監査法人に推薦依頼を行うこととしており、H22年度はそのルールにより推薦依頼を行った。
山形県		○			日本公認会計士協会東北会山形県会から推薦された者であること。(監査にあたっての官庁の会計制度に対する知識や経験の必要性も考慮し、原則として3年毎に監査人を選定。前監査人とは平成19～21年度まで契約しており、平成22年度は改選の時期にあたる。)
福島県		○			日本公認会計士協会東北会に選定基準を示した上で最適任者の推薦を依頼した結果、推薦があったため。
茨城県				③	①各種団体から推薦された適任者であるため ②過去の監査実績を生かし、効率的で効果的な監査が期待できるため
栃木県		③			①当該監査人は、県内他自治体の包括外部監査人補助人と包括外部監査人をそれぞれ3年間務めており、地方行政の組織、財務管理、事業の経営管理並びに外部監査制度に精通していることから、監査人がこれまでに蓄積したノウハウにより、適正かつ実効性ある包括外部監査の実施が期待できる。 ②当該監査人は、平成20年度に本県の包括外部監査人となっており、執務の実施状況については、積極的で熱心である。
群馬県		○			長年に渡る監査法人での一般事業会社への法定監査及び、同法人での内部統制監査の経験が包括外部監査でもいかせると考えられるとともに、外部監査の実施体制についても万全の体制が構築されているなどのため。 ※平成21年度まで包括外部監査人であった者は、同年度が連続して3回目であった。
埼玉県		○			公認会計士としての実務経験と新日本監査法人さいたま事務所長としてのリーダーシップ力、経験豊富な9名の補助者と組織的な監査の実施が期待されたため。
千葉県		○			平成21年度に発覚した不適正経理問題を受け、県として信頼回復のためできる限りの再発防止体制を構築する必要があり、その取組みの一環として、外部監査についても、当該事案に関する状況把握や、外部監査人としての役割の認識なども評価の視点に加えた上で新たな監査人を選定し、体制を整備することが望ましいと考えたため、前監査人の2年目において新たに選定を行ったものである。

都道府県名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
東京都		③			<p>都では、包括外部監査が財務に関する監査を主体としていることや、平成18年度から複式簿記、発生主義会計を導入していることを考慮し、財務書類の監査に精通している公認会計士を包括外部監査人として選任している。</p> <p>当該包括外部監査人を選定した理由は、公認会計士としての豊富な経験や他自治体での包括外部監査人の実績等により、効果的で効率的な包括外部監査の実施が期待できると考え、21年度に引き続いて選任した。</p>
神奈川県				③	<p>平成20・21年度の実績や経験により県の事務執行や会計処理について理解を深めてきていることから、今後も監査人としての能力に期待できるところであり、22年度も続けて契約を行うことが適当であるため。</p>
新潟県		②			<p>当県では、同一の外部監査人は2年までとしており、隔年で、新潟県弁護士会及び日本公認会計士協会東京会新潟県会から候補者の推薦を受け、企画書を内部委員会で検討し、外部監査人を選定している。</p>
富山県		③			<p>①公認会計士として一部上場企業等の監査に携わるなど実務家として相当期間の実績があるほか、行政運営に関し優れた識見を有すると認められる者を選定した。</p> <p>②前年度の実績も踏まえ、引き続き同一の者と契約することにより、その経験を活かした効率的・効果的な監査が期待できるため。</p>
石川県		③			<p>①複式簿記に精通しており、公営企業会計の財務監査にも対応可能であることから、公認会計士を選任。</p> <p>②連続して3回まで同一の者と契約できるため、前年度と同じ者を選任。</p>
福井県		③			<p>地方公共団体の財務管理や事業の管理運営についての知識・監査経験が豊富であるため。</p>
山梨県		○			<p>①前任者と3年続けて契約したこと ②公認会計士であること ③過去に補助人を務めていること</p>
長野県		○			<p>①前年度の監査人は3年間監査を実施したため。 ②外部監査人の法的要件である公認会計士・税理士の資格を有し、豊富な監査実績があり、民間企業監査における専門的な監査知識を県の財務監査に活用できるとともに、幅広い人のつながりにより、監査に必要な専門性の高い補助者の確保が容易である。</p>
岐阜県		○			<p>①弁護士会、公認会計士協会、税理士会それぞれに対して推薦を依頼し、推薦された者の中から、実施方針、組織力、実績等について岐阜県外部監査人選定委員会で検討のうえ選定した。 ②前年度と別の者である理由は、前年度契約者が辞退したため。</p>
静岡県		③			<p>公認会計士としての14年の実務経験や、日本公認会計士協会役員の実績から、優秀な包括外部監査人補助者を選任することが可能であること、また、平成16年度から19年度まで包括外部監査人補助者、平成20年度から21年度まで包括外部監査人を務めているなど、県の行政システムを熟知している点から選定した。</p>
愛知県	○				<p>弁護士会等から推薦のあった6名について検討し、最も適任と判断したため。</p>

三重県		③			平成20、21年度の包括外部監査において、これまで培った専門性を十分に発揮した監査を実施している。また、必要な補助者を配置できる体制があり、日程的にも的確な監査実施計画が立てられるため。
都道府県名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を 選定した理由
滋賀県		③			平成19年12月に庁内の「包括外部監査人候補者選任のための検討会議」において、6人の候補者の中から「最適者である」という理由で選任されており、平成20年度および平成21年度の包括外部監査人としての仕事ぶりから、業務遂行能力等において優れており、また、地方自治法第252条の35に定める契約解除要件はないこと。
京都府		③			民間法人の監査事務を生業とし、財務面の専門知識に優れていることに加え、公的部門における活動実績や、補助者経験が豊富であり行政運営の状況や包括外部監査制度の趣旨等を熟知していることから、前年に引き続き選任。
大阪府		③			包括外部監査人として知識・経験が豊富であり、日本公認会計士協会近畿会からの推薦もあったことから、契約の相手方として適任であると判断したものの。
兵庫県		③			平成20年度より本県の外部監査人として実務経験を生かし、着実に監査を実施していること及び本県の行政運営の識見を深めていることから、より充実した監査の実施が期待できるため、引き続き同一の者と包括外部監査契約を締結した。
奈良県		③			①平成20年度の契約に当たり、前年度に日本公認会計士協会近畿会の協力を得て候補者の公募を行い選任した者である。 ②幅広い知見、優れた洞察力、財務監査に関する専門性を生かして平成20年度・21年度の包括外部監査業務を適切に遂行したことから、再任が適当と判断したため。
和歌山県		③			過去2年間、当県の包括外部監査に携わった経験から、本県の行財政改革の取り組みや財務事務執行状況について熟知しており、その知見を生かした効果的な監査が期待できると考えたため。
鳥取県				○	これまで弁護士、公認会計士を外部監査人としていたが、税理士としての新たな視点による監査を行うこととしたため。
島根県		○			弁護士と公認会計士を2年ごとに交代することを慣例としており、人選にあたっては、毎年度該当の団体(弁護士会、公認会計士協会)に推薦依頼している。
岡山県	②				熱意を持って事務事業調査や現地調査に相当日数をかけて監査しており、本人も引き続き包括外部監査を実施することに意欲を持っている。
広島県		②			広島県では、包括外部監査人は、弁護士、公認会計士、税理士の順に選任し、また同一人と2年(2回)続けて契約締結することとしている。
山口県		③			①財務について高度な専門的知識、経験を有し、監査業務を専門にしている公認会計士から選定した。 ②その専門性から費用対効果の意識や企業会計手法を取り入れた行財政運営に関する監査が期待できる。 ③平成11年度から平成19年度まで包括外部監査人補助者として、また、平成20年度及び21年度の包括外部監査人として、外部監査に携わり、同監査に精通している。

徳島県	③				本県では、監査委員に公認会計士を選任しており、監査機能全体で多様な専門分野の視点を確保する観点から、外部監査制度導入以来、継続して弁護士を選任している。また、外部監査機能を十分機能させるため、同じ者を3年程度継続して選任している。
都道府県名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
香川県		③			日本会計士協会四国会からの推薦。
愛媛県		③			①過去の包括外部監査を通じ、本県の財務関係制度に関する基礎知識を有して、監査効率の維持向上が見込まれる。 ②専門的な知識を有する補助者を選定し、外部監査の質的向上に取り組んでいる。
高知県		③			平成20年度に公認会計士協会高知県支部へ推薦を依頼し選定しており、引き続いて選定。
福岡県		③			県では、公会計や県行政運営上の課題などに対する理解を深めつつ、より効率的で効果的な監査を行うため、頻繁に外部監査人が交代することを避け、地方自治法の上限である3年間は同一の者と契約している。当該監査人は、20年度及び21年度の監査業務に熱心に取り組み、県の財政状況の改善に資する姿勢で積極的に業務を遂行している。
佐賀県		○			①日本公認会計士協会北部九州会佐賀県部会からの推薦 ②平成11年度から平成21年度までの11年間は包括外部監査人の補助者として携わり、県の行政組織、財務等の概要及び県の仕組み・実状等、外部監査に必要な知識・経験を積まれている。
長崎県		③			監査人は平成20年度から選任しており、県の組織や業務に精通している。継続することにより、効果的な監査が期待できるため。
熊本県		○			財政健全化に取り組んでいくうえで、財政面からの監査が必要であり、「公認会計士」が本監査を遂行するのに適した資格であり、包括外部監査人は本県の行財政等に精通し、監査の遂行に必要な識見を有している
大分県		○			前年度監査人が、3年間継続していたため、変更する必要があった。
宮崎県		③			有資格者の確保が難しいため前年度と同じ者となっている。
鹿児島県		③			前年度の実績を評価して引き続き契約
沖縄県	②				本県では、同一の者を包括外部監査人に選任する回数を、連続して2回としている。 2年目は、専門的知識と1年目の経験をいかした監査テーマの選定や監査の実施が期待できる
都道府県計	4	38	0	5	—

指定都市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
-------	-----	-------	-------	-----	------------------

札幌市		③			公認会計士としての経験が長く、本市の包括外部監査人として経験を有するなど、外部監査に必要となる豊富な経験を有しており、高度で専門的な監査を実施することが期待できるため。
指定都市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を 選定した理由
仙台市		③			包括外部監査人は地方自治法第252条の28の規定により、「普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」であって、弁護士、公認会計士等の資格を有する者と契約を締結することとされているが、本市においては、制度導入当初より、公認会計士法第2条第1項の規定により財務に係る監査を業として独占的に行うこととされている公認会計士が、監査業務に最も精通しており、包括外部監査人として相応しいものと判断してきた。 選任に当たっては、日本公認会計士協会東北会に対して、候補者の推薦依頼をし、推薦された候補者について面談を行っている。 平成21年度に実施された監査において、適正かつ円滑に業務が行われており、過去にも宮城県の包括外部監査人を務めているなど、監査業務の経験や、実務に関するノウハウが豊富であることから、平成22年度においても選任したものである。
さいたま市		②			行財政運営に関し必要な優れた知識を有し、十分な経験、実績がある。また、同監査人による平成21年度の取り組みは、誠実、丁寧であり、継続して選定することで市の実情把握、前年の経験等から、より効果的な監査が期待できること。
千葉市		③			前年度の監査結果は本市の現状及び問題点を的確に指摘したものであり、その結果は非常に有意なものであったため。
横浜市		②			平成21年度の横浜市外部監査人候補者選定委員会で、関係団体からの推薦を受けた者の中から厳正な選考を経て選任されているため。
川崎市		②			(前年度と同じ者である理由) ①前年度の監査において、時宜に合ったテーマ設定と的確な監査を実施したこと。 ②公会計全般にわたる豊富な知識と経験を有しており、効果的・効率的な監査が可能であること。 ③本市のような大規模な監査対象を監査するには、監査人単独では実施が困難であり、監査業務に精通した補助者を一定数確保していること。 ④工事監査やシステム監査等への対応が必要となった場合、専門的な知識・経験を有する者の応援体制がとれること。 ⑤地方自治法上、連続して4回、同一人を選任することができないとされているが、当該監査人は2回目であり、また、監査委員からの異議がない旨の意見を受けていること。
相模原市		○			①包括外部監査人に求める専門性、監査委員に就任している弁護士との役割分担等を総合的に判断し、公認会計士の職種を選択。 ②日本公認会計士協会東京会神奈川県会からの推薦。
新潟市	②				新潟県弁護士会に推薦を依頼し、平成21年度と同一人の推薦を受けたため。
静岡市		○			これまで本市の包括外部監査人補助者として実務を経験しており、高度で専門的な監査を実施することが期待できるため。
浜松市		③			財務分野での監査機能の強化を図るため、公認会計士を監査人に選定した。

指定都市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
名古屋市		○			弁護士、公認会計士、税理士の各候補者から事前にテーマ等を提示してもらい各候補者との面談を行った。その結果、①本市の財政状況を一番理解している。②第三セクターの監査業務等の経験を通じて、地方公共団体に関する見識も豊富。③経営的な視点からの監査が期待でき、本市の行財政改革に寄与できる。④「監査の視点」が明確であり、意欲が高く、大いに期待できるとの理由により選定。
京都市		○			①日本公認会計士協会京滋会から推薦を受けた複数名の者について書類審査を行った結果、豊富な財務検査業務経験、行政に関する豊富な見識と経験を有していると認められたため。 ②京都市においては、同一人について、連続して3年以上の選任を行っておらず、前任者は平成20、21年度の2年間監査人に就任したため、当該年度については別の者を選任した。
大阪市		②			地方自治法上、同一監査人と3回まで連続して契約することができることとされており、平成21年度の監査結果や、監査の継続性の維持等の観点も踏まえ、平成21年度と同じ外部監査人と契約することとした。
堺市	③				良好な執務状況が認められ、監査経験の活用を図ることが有益であると判断したため。
神戸市		③			①公正不偏の態度による監査が確保できると認められる。 ②地方行政の運営についても優れた識見を有していると認められる。 ③他の分野の専門家を補助者として確保することが可能であると認められる。
岡山市	○				公募により候補者を募り、内部の選定委員会での審査を経て決定。
広島市		③			2か年にわたる包括外部監査人としての経験から、公会計制度、市の財政事務や組織、当面する課題等に関する知識を培ってきており、こうした経験を生かして、さらに適切な監査テーマの設定や着眼点により、一層充実した監査が期待できるため。
北九州市		③			財務管理等に関して専門的な知識を持っている公認会計士から選定することとし、日本公認会計士協会から推薦をいただいた。前年度と同じ者である理由は、前年度の監査人との契約は3回目であり、かつ、同協会から推薦をいただいたため。
福岡市		③			本市の課題を的確に捉え、民間企業の財務に関する豊富な知識を生かしたテーマ選定を行い、公認会計士8～9名の補助者を選任するなど充実した監査体制のもと、真摯かつ積極的に業務に取り組み、厳格で効果的な業務遂行に努めているため。
指定都市計	3	16	0	0	—

中核市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
函館市				③	前年度までの監査の執務状況等を考慮し、特に問題がないため同じものを選定した。

中核市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
旭川市		②			<p>企業の財務監査、コンサルティングを業とし監査のノウハウや専門的知識の蓄積があること等から、公認会計士が最も適合性が高いと考えており、監査人の選定時に北海道税理士会旭川支部に公認会計士の推薦を依頼している。</p> <p>当該公認会計士は、平成21年度の選定時に推薦があった者で、同一人との契約を継続することでより効率的で効果的な監査が期待できることから22年度においても選定した。</p>
青森市		②			<p>当該監査が財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についてであること、ほとんどの中核市で公認会計士を選定していることから、監査、会計の専門家である公認会計士から選任することが適当と判断したこと、及び、前年度の監査実務を通じ、本市の財務管理、行政の組織及び運営等に精通しているため。</p>
盛岡市		○			<p>日本公認会計士協会東北会岩手県会から推薦された包括外部監査人候補者の面接選考を行い、「外部監査の実施に関して意欲・積極性があること」などの採否の基準を満たしており、外部監査人として選定するにふさわしいと総合判定した。なお、前年度までの監査人は既に3回契約締結しており、地方自治法第252条の36第3項の規定に抵触することから、別の者を選定した。</p>
秋田市		③			<p>特段の問題が無かったことから、前年度と同じ者を選定</p>
郡山市		③			<p>地方自治法第252条の36第3項の規定により、連続して3回まで続けて契約することができること、監査人は包括外部監査業務に精通していることから当該包括外部監査人を選定した。</p>
いわき市		③			<p>監査の執務状況、監査実績ともに適正であることから、日本公認会計士協会の推薦に基づき、前年度と同一人を選任した。</p>
宇都宮市		③			<p>包括外部監査は、「財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理」を目的としており、財務管理に精通した公認会計士による監査が適当であると考えたため。</p>
前橋市		②			<p>実務経験が豊富であり、普通地方公共団体の財務管理等に関し優れた識見を有すると判断したため。また、21年度の監査が適切に行われていること、市の状況のある程度把握していることから、よりスムーズな監査が可能と思われたため。</p>
川越市		②			<p>執務状況、監査人へのヒアリングからみた本市の財務に関する視点の高さや監査に取り組む熱意等から判断すると、来年度も継続して依頼することは本市にとって有効と考えられた。また、継続することによる2年目は、本市を熟知したより高いレベルの監査が期待できるため。</p>
船橋市		②			<p>日本公認会計士協会千葉県会・千葉県弁護士会・千葉県税理士会に推薦を依頼し、推薦を受けた各候補者から提出された意向書の審査及び面接を実施し、最も評点の高い者を選定した。</p>
柏市		③			<p>過年度の監査事務が契約及び協議の内容に沿って、遅滞なく円滑に行われていること並びに地方自治法の想定している範囲内で、効率的かつ合理的な運用を図るため。</p>
横須賀市		○			<p>前年度の監査人は、すでに3回連続して契約を結んでしまったので、当該年度は改めて別の監査人を選定する必要があるため、日本公認会計士協会神奈川県会にて、候補者の推薦依頼を行い、推薦を受けた候補者に対し意向書の提出を求め、副市長及び監査委員事務局長により、意向書に基づき、書類審査及び面接を行い、本市の監査人として適任であると判断したので選任した。</p>

中核市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
富山市		②			前年度の監査の実施状況が良好であったため。
金沢市		③			前年度と同一人とする事で、監査手法や内部情報についての蓄積が図られ、円滑化、効率化が図られるため。
長野市		③			平成20年度から包括外部監査人として契約しており、地方自治法上、同一の包括外部監査人と連続して3回まで契約できること、また2年間の監査実施経験を踏まえ、本市の業務全般について更に理解が深まり、より効率的で充実した監査の実施が期待できることから、引き続き契約の相手方とした。
岐阜市		③			監査に対する姿勢が積極的であり、テーマに沿って十分な監査を行っている。また、同一人と契約することにより、監査のための予備調査等の期間が短縮され、効率的な監査が期待できるため。
豊橋市		③			引き続き同一の者と契約することにより、本市の状況等の知識を生かした効率的、効果的な監査が期待できるため。
岡崎市		②			同一の監査人が継続して監査を行うことにより、監査の視点が定まるため経年変化を見ることができ、よりきめ細かい監査が実施されることにつながるため。
豊田市		○			平成21年度の包括外部監査人との契約は連続3回目であったため、平成22年度は別の者を選定する必要がある。3者から提出された企画提案書に基づき選定委員会において採点した結果、問題意識等の項目で高い評価を受け、充実した監査が期待できたため。
大津市		②			①制度導入時に本市が決定した包括外部監査人としての条件を具備されていること。 ②これまでの経験から行政の仕組みや業務等を熟知されていること。 ③市内に在住在勤であることから本市のまちづくりや政策等を良く承知されていること。 ④多くの中核市において3年連続して同一の包括外部監査人と契約を締結していることなどから、来年度の包括外部監査人の第1候補者として、同一人を選考委員会において、選考したものの。
高槻市		②			前年度の包括外部監査人であり、本市の置かれている現状を理解した上で、適切なテーマを選定し、監査を実施することが期待できるため。
東大阪市		③			引き続き行政の信頼性・透明性の確保、行財政改革の観点から、有効性の高い監査が期待でき、地方自治法で定められた年数以内であるため。
姫路市		③			3年連続契約としているため。
尼崎市		②			前年度の包括外部監査において、公認会計士としての専門性を活用する中で有効な監査結果をまとめた実績があることに加え、他都市においても包括外部監査の従事経験があり、引き続き円滑な監査の実施が期待できるため。
西宮市		③			外部監査を実施するうえにおける着眼点並びに手法等について特段の問題点は認められず、結果報告についても適度なレベルに達しており、当該監査人の資質についても特段の問題点は認められなかったため。

中核市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
奈良市		③			外部監査人選定検討会で企画提案書と面接の総合評価が高く、他の候補者より優れていたため選定した。また、前年度と同じ公認会計士と契約したのは、効率性の観点からである。
和歌山市		③			日本公認会計士協会近畿会から1名の推薦があり、和歌山県や和歌山市の包括外部監査人としての実績などから、その幅広い知識と経験により意見や指摘を受けることができ、有意義であると考えたため。
倉敷市		②			公募を実施。応募者から企画提案書の提出を受け、書類審査及びヒアリングにより、最も評価の高い者を選定した。
福山市		③			財政の健全化に向けて、行政運営の経済性・効率性などの観点からの監査を行うこととしたため、公認会計士を委託先としている。なお、当該包括外部監査人は、行政事務を理解しているため、前年度と同一の監査人とした。
下関市		○			前年度の包括外部監査人が連続3年本市の包括外部監査を行ったため、新たに日本公認会計士協会中国会山口県支部から適任者として推薦を受けた者を審査し必要な知識を有していると認められるため選定した。
高松市		③			日本公認会計士協会四国会を通じて、所属公認会計士に監査提案書の提出を依頼し、提案書等を提出した者の中から選定することとしているが、前年度と同一の者からしか提案書の提出がなかったため。
松山市		②			監査チームの編成などの外部監査の体制計画、監査テーマの例などの外部監査に対する考え方がしっかりしており、新しい監査人を選定する必要性が無かったため。
高知市		③			①本市では、外部監査が財務監査を中心とするものであることから、監査人には公認会計士の資格を有する者を選定している。 ②当該外部監査人は平成20年度の契約にあたり、日本公認会計士協会四国支部高知県支部に推薦を依頼し、当支部から推薦された者であり、かつ平成22年度の契約にあたり上記支部に再度推薦を依頼し、当支部から推薦された者であり、業務実績、実務経験、高知市の行政運営の見識等を勘案し決定したものの。
久留米市		③			過去2年の包括外部監査業務を通じて、本市行政に関する識見が深まっているものと見込まれ、より効果的かつ効率的な包括外部監査の実施が期待できるため。
長崎市		②			平成21年度から長崎市の包括外部監査に携わっていただき、その業務遂行状況を評価し、継続していただくことが適当であると判断したため。
熊本市		③			監査委員に弁護士が就任していること、また外部監査が「公正」に加え「効率」の視点も求められるため、公認会計士を包括外部監査人として選定した。 また、過去の経験から本市の状況に理解が深まったことで、より効果的な監査を実施が期待されたため、前年度と同じ者を選定した。
大分市		③			平成21年度に新たな包括外部監査人を選定し、平成20年度、平成21年度において執務状況、態度等に問題がなかったことから、平成22年度については継続とした。

中核市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
宮崎市				②	平成11年度導入時から公認会計士と税理士が2年ごとに交替している。
鹿児島市		③			当該監査人は、前年度の21年度で連続2年目であったが、当時、誠実且つ真摯に監査に取り組み財務事務等についての認識等と有していると認められたことから3年目を契約したものの。
中核市計	0	38	0	2	—

市区町村名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
東京都港区		③			取組姿勢や行政サービスへの理解度の高さが評価でき、質の高い監査が期待できるため。
東京都江東区		③			公認会計士江東会から複数人の候補者の推薦を受け、江東区包括外部監査人選定委員会において面接を行い、実績や考え方等を評価して選定した。前年度と同じ者も推薦された候補者に含まれており、実績が評価された。
東京都目黒区	②				内部統制の経験が豊富で、自治体の適法かつ効率的な運営と行政目的の達成など区の財務管理、事業の経営管理、行政運営のチェックが期待できる。
東京都大田区		③			①前年度に提出された包括外部監査結果報告書が一定の評価をすべき内容であったこと。 ②地方自治法に定められた連続契約可能回数範囲内であったこと。
東京都世田谷区		③			平成20年度、日本公認会計士協会東京会に推薦を依頼し、書類審査のうえ選定した。22年度は21年度と同様に、選定経過や年数を踏まえ継続とした。
東京都荒川区		③			監査内容が財務諸表等にまで及ぶことが多いことから、公認会計士であることが望ましいと考えており、平成13年度包括外部監査実施時から、日本公認会計士協会東京会に推薦依頼をし、推薦をいただいている外部監査人に監査をお願いしている。 当該外部監査人は、平成13年度から19年度までの外部監査において外部監査人の補助者を務めており、さらに前年度、前々年度の外部監査においての手法等は精緻かつ信頼のおけるものであり、実績も申し分ない。
東京都八王子市		②			①21年度、日本公認会計士協会東京会会長から適任者として推薦を受け、公認会計士川口明浩氏と監査契約を締結した。 ②21年度の包括外部監査結果報告書の提出を受け、報告内容及び年間の執務状況を鑑み、市で検討した結果、引き続き同人と契約することが妥当と判断した。
東京都町田市		○			提案書の審査と面接により、当市の包括外部監査人として適任であると判断したため。
岐阜県瑞穂市				○	県内において監査人や補助者としての経験があり、市民目線で行政のあるべき姿を意識し監査を進めることや、市民が安心して豊かな生活を実現するための監査テーマを選定す意向を持っており、十分な監査ができる能力を具備していると判断した。

市区町村名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	当該包括外部監査人を選定した理由
大阪府枚方市		③			平成21年度包括外部監査結果報告書の総合評価を行った結果、引き続き契約することが望ましいと市の選考委員会において判断したため。
大阪府八尾市		③			業務と職種との適合、市全体としての多角的・総合的な監査の執行等を総合的に勘案した結果、「公認会計士」を選任。前年度のテーマ選定、意気込みと補助体制の充実、市民の視点に立脚した監査の実施、監査結果を市民に分かりやすいものとする姿勢、また、監査過程において、適正性・合規性に加えて効率性、有効性、経済性の視点から効果的なヒアリング等が実施され、今後、監査結果の活用が十分期待できるものであったため、前年度と同一人物を選定。
香川県坂出市		③			日本公認会計士協会四国会から推薦された者を選任している。前年度特に問題がなかった場合は、3期連続で選任している。
香川県善通寺市		②			他自治体において包括外部監査経験があり、公認会計士協会から推薦のあった者であるため。
長崎県佐世保市				③	毎年度、有資格者の所属する団体から推薦をいただき、決定している。
市区町村計	1	11	0	2	—

区分	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士
都道府県	4	38	0	5
指定都市	3	16	0	0
中核市	0	38	0	2
その他市区町村	1	11	0	2
総計	8	103	0	9

【表4】包括外部監査人補助者の資格等

(単位：人)

都道府県名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	補助者計
北海道		2		3		5
青森県		1		3		4
岩手県		6			2	8
宮城県		5				5
秋田県		4				4
山形県	1	2				3
福島県		2			3	5
茨城県				8		8
栃木県		4				4
群馬県		8				8
埼玉県		8			1	9
千葉県		9			5	14
東京都		10			2	12
神奈川県		1		7		8
新潟県		5				5
富山県		4		1		5
石川県		3				3
福井県		5			3	8
山梨県		10			2	12
長野県		7			1	8
岐阜県		9			3	12
静岡県	1	5			1	7
愛知県	6	1		2		9
三重県	1	4			6	11
滋賀県		4			2	6
京都府	1	5				6
大阪府	1	5			3	9
兵庫県		8			4	12
奈良県		7			2	9
和歌山県	1	4			2	7
鳥取県				3		3
島根県		1			2	3
岡山県	3	2				5
広島県	1	1		1	1	4
山口県		7			1	8
徳島県	1	1				2

都道府県名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	補助者計
香川県		2		2		4
愛媛県	1	2			1	4
高知県		4			2	6
福岡県	1	5			1	7
佐賀県		6				6
長崎県	1	5		1		7
熊本県		6			2	8
大分県		4			1	5
宮崎県		3				3
鹿児島県		3				3
沖縄県	1	2			1	4
<b>都道府県計</b>	21	202		31	54	308

指定都市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	補助者計
札幌市		3				3
仙台市		6				6
さいたま市		6			1	7
千葉市		8			2	10
横浜市	1	7		1		9
川崎市		11			1	12
相模原市		5			3	8
新潟市	2			1	1	4
静岡市		3			2	5
浜松市		4		1	2	7
名古屋市		11			3	14
京都市		5			2	7
大阪市	1	6			2	9
堺市	3	2		1		6
神戸市		5			1	6
岡山市		3				3
広島市		6			5	11
北九州市		3		1		4
福岡市		6			3	9
<b>指定都市計</b>	7	100		5	28	140

中核市名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	補助者計
函館市				3	1	4
旭川市	1	1		1		3
青森市		2			1	3
盛岡市		4				4
秋田市		4				4
郡山市		3			3	6
いわき市		1	1			2
宇都宮市		3		1		4
前橋市	1	6		1		8
川越市		2		2		4
船橋市		8				8
柏市		7				7
横須賀市		5			2	7
富山市		9				9
金沢市	1	3				4
長野市	1	1		1	1	4
岐阜市	1	5			6	12
豊橋市					4	4
岡崎市		6			1	7
豊田市		11				11
大津市		2		2	3	7
高槻市	1	2			3	6
東大阪市	1	5		1		7
姫路市		6				6
尼崎市	1	5				6
西宮市		8			4	12
奈良市	1	6			2	9
和歌山市		5			1	6
倉敷市	1	4			1	6
福山市		5				5
下関市		6			3	9
高松市				1		1
松山市		3			3	6
高知市			1	1	1	3
久留米市	1	6		1	1	9
長崎市		3	2		1	6
熊本市		5			2	7
大分市		2			2	4
宮崎市				3		3
鹿児島市		5				5
<b>中核市計</b>	11	159	4	18	46	238

市区町村名	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	補助者計
東京都港区		4		1		5
東京都江東区	1	4				5
東京都目黒区	4	1				5
東京都大田区		2				2
東京都世田谷区		4				4
東京都荒川区		5				5
東京都八王子市		3				3
東京都町田市		6				6
岐阜県瑞穂市	1			8		9
大阪府枚方市		2			1	3
大阪府八尾市	1	2			4	7
香川県坂出市	2	2			1	5
香川県善通寺市						
長崎県佐世保市		1		4		5
<b>市区町村計</b>	<b>9</b>	<b>36</b>		<b>13</b>	<b>6</b>	<b>64</b>

区分	弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	補助者計
都道府県	21	202		31	54	308
指定都市	7	100		5	28	140
中核市	11	159	4	18	46	238
その他市区町村	9	36		13	6	64
<b>総計</b>	<b>48</b>	<b>497</b>	<b>4</b>	<b>67</b>	<b>134</b>	<b>750</b>

【表5】 包括外部監査人等の執務日数

(単位：日)

都道府県名	包括外部監査人	包括外部監査人補助者					補助者計
		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	
北海道	49.0		40.0		58.0		98.0
青森県	42.0		28.0		74.0		102.0
岩手県	21.5		151.5			49.0	200.5
宮城県	89.0		143.0				143.0
秋田県	113.0		89.0				89.0
山形県	33.0	4.0	40.0				44.0
福島県	85.0		27.0			91.0	118.0
茨城県	47.5				214.5		214.5
栃木県	65.5		100.5				100.5
群馬県	73.0		203.0				203.0
埼玉県	78.0		208.0			16.0	224.0
千葉県	30.0		223.5			121.0	344.5
東京都	87.0		346.5			63.5	410.0
神奈川県	117.6		40.3		219.5		259.8
新潟県	32.0		95.0				95.0
富山県	46.0		71.0		16.0		87.0
石川県	135.0		36.0				36.0
福井県	122.0		65.0			3.0	68.0
山梨県	48.0		135.0			55.0	190.0
長野県	52.5		161.5			24.0	185.5
岐阜県	39.0		82.0			53.0	135.0
静岡県	42.0	0.5	134.0			4.5	139.0
愛知県	35.0	114.0	8.0		58.0		180.0
三重県	34.0	1.0	76.0			98.0	175.0
滋賀県	16.0		90.0			142.0	232.0
京都府	58.5	21.0	161.5				182.5
大阪府	11.0	3.0	76.0			75.0	154.0
兵庫県	7.0		166.0			20.0	186.0
奈良県	6.5		111.0			51.0	162.0
和歌山県	17.0	1.0	75.0			60.0	136.0
鳥取県	62.0				128.5		128.5
島根県	60.5		35.0			107.5	142.5
岡山県	102.0	106.0	59.0				165.0
広島県	73.5	34.0	39.0		23.0	44.0	140.0
山口県	29.0		105.5			33.0	138.5

徳島県	40.0	40.0	40.0				80.0
都道府県名	包括外部監査人	包括外部監査人補助者					補助者計
		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	
香川県	53.8		33.8		36.4		70.2
愛媛県	80.0	11.0	36.0			17.0	64.0
高知県	16.0		73.0			35.0	108.0
福岡県	87.0	49.0	114.0			37.0	200.0
佐賀県	33.0		100.0				100.0
長崎県	40.0		89.0		19.0		108.0
熊本県	58.0		98.5			6.5	105.0
大分県	63.0		116.0			62.0	178.0
宮崎県	59.5		105.5				105.5
鹿児島県	72.0		119.0				119.0
沖縄県	65.0	68.0	120.0			62.0	250.0
都道府県平均	55.9	21.5	22.1		27.3	24.6	23.0

指定都市名	包括外部監査人	包括外部監査人補助者					補助者計
		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	
札幌市	59.1		114.2				114.2
仙台市	38.0		164.0				164.0
さいたま市	96.0		145.0			16.0	161.0
千葉市	18.0		232.0			8.0	240.0
横浜市	53.0	4.0	219.0		9.0		232.0
川崎市	57.0		227.0			28.0	255.0
相模原市	9.0		128.0			61.0	189.0
新潟市	52.8	61.8			51.9	33.3	147.0
静岡市	37.0		118.0			29.0	147.0
浜松市	23.0		67.0		19.0	52.0	138.0
名古屋市	22.0		207.0			16.0	223.0
京都市	46.0		117.0			63.0	180.0
大阪市	40.0	10.0	230.0			72.0	312.0
堺市	11.0	102.0	36.0		25.0		163.0
神戸市	36.0		157.0			44.0	201.0
岡山市	91.0		66.0				66.0

広島市	26.0		168.0			97.0	265.0
北九州市	45.0		119.0		43.0		162.0
指定都市名	包括外部監査人	包括外部監査人補助者					補助者計
		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	
福岡市	32.0		119.0			102.0	221.0
指定都市平均	41.7	25.4	26.3		29.6	22.2	25.6

中核市名	包括外部監査人	包括外部監査人補助者					補助者計
		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	
函館市	33.0				92.0	34.0	126.0
旭川市	86.0	31.0	27.0		3.0		61.0
青森市	96.0		122.0			32.0	154.0
盛岡市	61.5		66.0				66.0
秋田市	73.0		113.0				113.0
郡山市	70.0		34.0			79.0	113.0
いわき市	61.0		31.0	28.0			59.0
宇都宮市	54.0		113.0		43.0		156.0
前橋市	56.0	2.0	96.0		8.0		106.0
川越市	64.0		68.0		82.0		150.0
船橋市	107.0		177.0				177.0
柏市	34.0		171.0				171.0
横須賀市	11.0		99.0			58.0	157.0
富山市	6.0		113.0				113.0
金沢市	59.0	27.5	47.0				74.5
長野市	107.0	5.0	76.0		63.0	3.0	147.0
岐阜市	10.0	46.0				135.0	181.0
豊橋市	54.0					57.0	57.0
岡崎市	19.0		101.0			17.0	118.0
豊田市	18.0		151.0				151.0
大津市	59.0		114.0		85.0	38.0	237.0
高槻市	24.0	10.0	83.0			115.0	208.0
東大阪市	18.0	13.0	189.0		10.0		212.0
姫路市	78.0		108.0				108.0
尼崎市	74.0	9.0	138.0				147.0

西宮市	16.0		150.0			100.0	250.0
奈良市	7.0	2.0	113.0			64.0	179.0
和歌山市	43.0		150.0			34.0	184.0
中核市名	包括外部監査人	包括外部監査人補助者					補助者計
		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	
倉敷市	48.0	20.0	92.0			10.0	122.0
福山市	30.0		75.0				75.0
下関市	7.0		75.0			106.0	181.0
高松市	77.0				32.0		32.0
松山市	40.5		31.0			83.5	114.5
高知市	91.0			37.0	34.0	95.0	166.0
久留米市	39.4	9.0	99.0		8.9	9.4	126.3
長崎市	26.6		81.0	58.0		100.8	239.8
熊本市	61.0		60.0			37.0	97.0
大分市	55.0		49.0			37.0	86.0
宮崎市	33.0				96.0		96.0
鹿児島市	77.5		74.5				74.5
中核市平均	49.6	15.9	20.7	30.8	30.9	27.1	22.6

市区町村名	包括外部監査人	包括外部監査人補助者					補助者計
		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	
東京都港区	24.8		126.8		28.1		154.9
東京都江東区	47.5	10.5	110.5				121.0
東京都目黒区	24.0	60.0	15.0				75.0
東京都大田区	104.0		61.0				61.0
東京都世田谷区	16.0		46.0				46.0
東京都荒川区	27.0		64.0				64.0
東京都八王子市	31.0		66.0				66.0
東京都町田市	21.8		149.5				149.5
岐阜県瑞穂市	18.0	15.0			102.0		117.0
大阪府枚方市	30.0		52.0			19.0	71.0
大阪府八尾市	13.0	1.0	33.0			100.0	134.0
香川県坂出市	7.0	16.0	45.0			15.0	76.0
香川県善通寺市	61.0						

長崎県佐世保市	33.0		4.0		59.0		63.0
市区町村平均	32.7	11.4	21.5		14.5	22.3	18.7

区分	包括外部監査人	包括外部監査人補助者					補助者計
		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士	その他	
都道府県	55.9	21.5	22.1		27.3	24.6	23.0
指定都市	41.7	25.4	26.3		29.6	22.2	25.6
中核市	49.6	15.9	20.7	30.8	30.9	27.1	22.6
その他市区町村	32.7	11.4	21.5		14.5	22.3	18.7
全体平均	48.8	18.9	22.5	30.8	26.0	24.9	23.0

【表6】監査に要する費用〈包括外部監査〉

(単位：円)

都道府県名	支払額
北海道	13,514,350
青森県	12,500,000
岩手県	13,974,000
宮城県	12,600,000
秋田県	6,300,000
山形県	12,003,000
福島県	13,443,150
茨城県	15,750,000
栃木県	15,288,000
群馬県	14,000,000
埼玉県	19,000,000
千葉県	20,000,000
東京都	35,280,000
神奈川県	21,063,000
新潟県	13,000,000
富山県	16,500,000
石川県	16,500,000
福井県	16,500,000
山梨県	15,199,800
長野県	14,836,000
岐阜県	10,500,000
静岡県	18,500,000
愛知県	19,500,000
三重県	14,725,200
滋賀県	11,700,000
京都府	15,000,000
大阪府	15,000,000
兵庫県	14,200,000
奈良県	14,400,000
和歌山県	11,340,000
鳥取県	8,900,000
島根県	16,177,353
岡山県	16,230,375
広島県	16,836,000
山口県	15,882,277
徳島県	13,500,000
香川県	11,151,000
愛媛県	9,999,465
高知県	13,000,000
福岡県	18,286,960
佐賀県	12,860,925
長崎県	17,583,552

都道府県名	支払額
熊本県	13,130,000
大分県	12,285,000
宮崎県	17,110,800
鹿児島県	15,000,000
沖縄県	10,764,000
都道府県平均	14,910,941

指定都市名	支払額
札幌市	19,000,000
仙台市	15,000,000
さいたま市	19,000,000
千葉市	20,000,000
横浜市	20,000,000
川崎市	20,000,000
相模原市	15,600,000
新潟市	17,000,000
静岡市	19,582,500
浜松市	14,000,000
名古屋市	14,018,000
京都市	17,792,880
大阪市	20,000,000
堺市	17,010,000
神戸市	19,000,000
岡山市	13,000,000
広島市	18,922,596
北九州市	20,000,000
福岡市	18,000,000
指定都市平均	17,732,946

中核市名	支払額
函館市	13,500,000
旭川市	14,000,000
青森市	16,712,220
盛岡市	9,000,000
秋田市	10,994,550
郡山市	15,366,645
いわき市	15,430,800
宇都宮市	13,880,000
前橋市	12,000,000
川越市	15,000,000
船橋市	17,000,000
柏市	17,000,000
横須賀市	15,000,000
富山市	15,500,000
金沢市	14,016,450
長野市	13,000,000

中核市名	支払額
岐阜市	13,891,500
豊橋市	10,800,000
岡崎市	13,650,000
豊田市	13,807,500
大津市	15,600,000
高槻市	13,000,000
東大阪市	17,000,000
姫路市	18,000,000
尼崎市	15,200,000
西宮市	15,000,000
奈良市	13,000,000
和歌山市	10,437,000
倉敷市	13,272,000
福山市	15,027,206
下関市	14,382,000
高松市	12,695,000
松山市	11,500,000
高知市	10,653,500
久留米市	14,000,000
長崎市	12,272,190
熊本市	15,306,000
大分市	11,701,250
宮崎市	12,000,000
鹿児島市	16,275,000
<b>中核市平均</b>	<b>13,896,770</b>

市区町村名	支払額
東京都港区	9,450,000
東京都江東区	9,733,500
東京都目黒区	6,300,000
東京都大田区	8,300,000
東京都世田谷区	6,995,100
東京都荒川区	8,035,650
東京都八王子市	9,500,400
東京都町田市	15,000,000
岐阜県瑞穂市	7,000,000
大阪府枚方市	9,000,000
大阪府八尾市	7,700,000
香川県坂出市	6,300,000
香川県善通寺市	5,000,000
長崎県佐世保市	7,000,000
<b>市区町村平均</b>	<b>8,236,761</b>

区分	支払額平均
都道府県	14,910,941
指定都市	17,732,946
中核市	13,896,770
その他市区町村	8,236,761
全体平均	14,241,047

【表 7 - 1】 監査のテーマ 〈包括外部監査〉

都道府県名	監査のテーマ
北海道	道税の賦課及び徴収事務について
青森県	①基金の管理と運用について ②平成11年度から平成15年度までの包括外部監査の指摘事項に対する県の措置状況及び現状について
岩手県	「県出資法人(特例民法法人)の運営状況」及び「基金の管理及び運用」について
宮城県	県有財産の有効利用について
秋田県	秋田県における補助金の執行事務について
山形県	県出資公社等の財務事務について
福島県	県有財産の管理について
茨城県	茨城県における都市計画事業土地区画整理事業(特別会計)に係る財務事務及び事務の執行について
栃木県	経営管理部の財務に関する事務の執行等について
群馬県	県有資産の管理に関する事務の執行について
埼玉県	公有財産(道路・橋梁を含む)が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について
千葉県	公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について
東京都	都立病院及び財団法人東京都保健医療公社病院の財務事務の執行と経営管理について
神奈川県	①下水道事業の財務に関する事務の執行について ②財団法人神奈川県下水道公社(財政的援助団体等)
新潟県	環境保全に関する事務の執行について
富山県	大規模施設の財務事務及び経営管理について
石川県	産業振興に関する財務事務の執行及び事業の管理について
福井県	農林水産部における財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について

山梨県	県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
<b>都道府県名</b>	<b>監査のテーマ</b>
長野県	指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営
岐阜県	県税の賦課・徴収事務について
静岡県	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について
愛知県	①地域振興部交通対策課及び同課が所管する出資法人にかかる財務に関する事務の執行について～リノモ事業を中心として～ ②道路事業にかかる財務に関する事務の執行について
三重県	研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理
滋賀県	滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について
京都府	①府営住宅・住宅関係施策の成果課題について ②使用料収入・手数料収入に関する事務の執行について
大阪府	公債権を中心とした債権管理と府税賦課徴収事務について
兵庫県	兵庫県社会福祉事業団にかかる財務事務の執行について
奈良県	情報システムに係る財務事務の執行について
和歌山県	土地造成事業及び工業用水事業の財務事務及び事業の管理・運営状況について
鳥取県	農業に係る補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行
島根県	ヒューマンリソースの育成および評価並びにそれらの双方向性について
岡山県	岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について
広島県	広島県の債権及び将来損失について
山口県	県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について
徳島県	県税の賦課徴収事務について
香川県	香川県が出資等を行っている第三セクター等における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について

愛媛県	①包括外部監査結果に対する措置状況等の検証 ②愛媛県の関連諸団体
高知県	県立病院の経営について
<b>都道府県名</b>	<b>監査のテーマ</b>
福岡県	県債に関する事務の執行及び県の管理する土地・建物に関する財務事務の執行について(県の財政収支バランスをふまえて)
佐賀県	佐賀県の試験研究機関の財務事務及び経営管理について
長崎県	特別会計に関する事務の執行・事業の管理について
熊本県	商工観光労働部(商工振興関係)における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
大分県	大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制
宮崎県	県立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
鹿児島県	県の教育行政における財務事務の執行について
沖縄県	「過去の包括外部監査の措置状況について」 平成11年～平成21年までを対象

<b>指定都市名</b>	<b>監査のテーマ</b>
札幌市	高速電車事業及び軌道事業について
仙台市	公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について
さいたま市	契約について
千葉市	外郭団体との契約等に関する財務事務の執行について
横浜市	市営住宅に関する財務事務の執行について
川崎市	保育事業及び地域療育センターの管理運営に関する事務の執行
相模原市	市税(市民税、固定資産税、その他)の事務の執行について
新潟市	新潟市が有する不動産に関する事務の執行について

静岡市	市有財産の有効活用について ～土地・建物を中心として～
浜松市	保育所事業の執行について

指定都市名	監査のテーマ
名古屋市	委託契約に関する財務事務の執行について
京都市	産業観光局の財務に係る事務の執行及び経営に係る事業の管理について(関連する外郭団体を含む)
大阪市	大阪市一般会計及び特別会計(公営企業会計及び準公営企業会計を除く)の委託料に関する財務事務の執行について
堺市	指定管理者制度の事務の執行及び公の施設の管理にかかる財務の執行
神戸市	①市の保有する建物に関する事務執行状況について ②公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について
岡山市	水道事業の持続可能かつ効率的な運営のあり方について
広島市	①市有財産の有効活用について ②水道事業における事務の執行及び資産の管理について
北九州市	市税の賦課・徴収事務について
福岡市	市営住宅事業の運営管理について

中核市名	監査のテーマ
函館市	教育委員会の事務の執行について
旭川市	消防事業に関する事務の執行について
青森市	自動車運送事業および青森市交通事業振興株式会社の財務に関する事務の執行ならびに事業の管理について
盛岡市	清掃事業に関する事務の執行等について
秋田市	①インフラ資産で将来の更新計画が市の財政状況に影響を与える、道路・橋りょう等の維持管理及び改良工事並びにそれらの財務管理に係る事務の執行について ②市が財政的援助を与え、または出資している団体の出納その他の事務の執行及び秋田市民交流プラザ管理室の財務に関する事務の執行について(主に市の行政改革等と公益法人制度改革への取り組みの視点から)
郡山市	公有財産にかかわる財務に関する事務の執行について
いわき市	保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について
宇都宮市	前期テーマ 「道路・橋りょう事業並びに河川事業に関する事務の執行及び事業の管理について」 後期テーマ 「観光と交流に関する事業の事務の執行及び事業の管理について」

中核市名	監査のテーマ
前橋市	公有資産の管理及び有効活用について
川越市	川越市の小中学校、図書館に係る財務に関する事務の執行について
船橋市	国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計に係る財務に関する事務の執行について
柏市	①下水道事業の財務に関する事務の執行 ②保健福祉部(高齢者支援課及び保健福祉総務課)の補助金に係る財務に関する事務の執行
横須賀市	一般廃棄物処理事業に係る財務事務の執行
富山市	消防事業の財務事務の執行及び管理について
金沢市	人件費に関する事務の執行について
長野市	契約手続(物品の購入、工事の請負、業務の委託)について
岐阜市	支出に関する事務の執行について
豊橋市	出資団体の財務に関する事務の執行
岡崎市	市営住宅の事務の執行について
豊田市	不動産を中心とした財産の管理及び運用について
大津市	①負担金、補助金及び交付金の財務事務の執行等について ②大津市民病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
高槻市	債権の管理に関する事務の執行について
東大阪市	未収金にかかる財務事務の執行について
姫路市	水道事業に関する事務等の執行について
尼崎市	普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について
西宮市	債権管理事務について
奈良市	市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について

和歌山市	和歌山市の債権、貸付金等の管理に関する財務事務の執行について
<b>中核市名</b>	<b>監査のテーマ</b>
倉敷市	①環境・ごみ・清掃に関する事務の執行について ②消防事業に関する事務の執行について
福山市	情報システムにかかわる財務事務の執行および管理について
下関市	水道事業の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について
高松市	①高松市文化芸術ホールの管理運営及び財団法人高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について ②高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について
松山市	公有財産及び物品の管理運営に関する事務の執行について
高知市	委託料にかかる財務に関する事務の執行について
久留米市	特別会計における事務の執行及び事業の管理
長崎市	長崎市及び長崎市土地開発公社が保有する土地について
熊本市	熊本市教育委員会及びその関連財団等の財務に関する事務の執行について
大分市	保健所行政について
宮崎市	公有財産の管理(市営住宅の管理、未利用地の管理、普通財産(不動産)の貸付け事務の執行)について
鹿児島市	委託料に係る事務執行等について

<b>市区町村名</b>	<b>監査のテーマ</b>
東京都港区	情報システムに関わる財務事務等の執行及び事業の管理について
東京都江東区	①住宅施策に関する財務事務の執行について ②都市計画・まちづくり事業の事務の執行について
東京都目黒区	目黒区における個人情報を取り扱う情報システムの管理体制、運用及び検証体制について
東京都大田区	①負債(債務負担行為を含む)の管理について ②人件費(福利厚生等を含む)について
東京都世田谷区	区立小学校・中学校運営に関する財務事務の執行について

東京都荒川区	ふれあい館の管理運営について
東京都八王子市	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
<b>市区町村名</b>	<b>監査のテーマ</b>
東京都町田市	施設の管理運営について－行政コストの実態と受益者負担のあり方－
岐阜県瑞穂市	公の施設の管理運営の在り方について
大阪府枚方市	公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について
大阪府八尾市	歳入の執行事務について
香川県坂出市	坂出市のセーフティネットについて(生活保護, 市営住宅)
香川県善通寺市	市が100%出資する法人「善通寺市総合サービス株式会社」の経営管理について
長崎県佐世保市	①負担金、補助金及び交付金について ②政務調査費について

【表 7-2】 監査のテーマ（分類別） 〈包括外部監査〉

都道府県名	監査のテーマ（分類）												
	補助金	委託料	特別会計	その他予算執行	決算の財務書類	公の施設	その他公有財産	物品	債権	基金	公営企業	公社	その他財政援助団体
北海道									○				
青森県	○			○		○		○	○	○	○	○	○
岩手県										○			○
宮城県							○	○					
秋田県	○												
山形県												○	
福島県						○	○						
茨城県		○	○	○			○	○					
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
群馬県				○			○				○		○
埼玉県						○	○						
千葉県						○		○					
東京都	○	○					○	○	○			○	
神奈川県	○	○		○	○	○	○	○			○	○	
新潟県	○	○		○				○				○	
富山県				○	○	○							○
石川県	○	○		○	○	○		○					
福井県	○	○	○	○				○					○
山梨県				○									
長野県		○		○		○							○
岐阜県									○				
静岡県						○							
愛知県				○								○	○
三重県		○		○				○					
滋賀県	○	○				○							
京都府				○								○	○
大阪府									○				
兵庫県													○
奈良県		○		○									
和歌山県											○		
鳥取県	○												
島根県				○			○	○					
岡山県	○	○	○	○	○		○	○	○	○			
広島県				○					○				
山口県									○	○			
徳島県				○					○				

都道府県名	監査のテーマ（分類）												
	補助金	委託料	特別会計	その他予算執行	決算の財務書類	公の施設	その他公有財産	物品	債権	基金	公営企業	公社	その他財政援助団体
香川県												○	○
愛媛県				○		○			○				○
高知県											○		
福岡県			○	○			○						
佐賀県				○	○		○	○					
長崎県		○	○	○	○		○		○				
熊本県	○	○											
大分県												○	○
宮崎県											○		
鹿児島県				○	○			○					
沖縄県	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
都道府県計	13	15	7	25	9	13	13	15	13	6	7	10	14

指定都市名	監査のテーマ（分類）												
	補助金	委託料	特別会計	その他予算執行	決算の財務書類	公の施設	その他公有財産	物品	債権	基金	公営企業	公社	その他財政援助団体
札幌市											○		
仙台市			○	○	○	○	○			○	○	○	○
さいたま市		○		○				○			○		
千葉市													○
横浜市												○	
川崎市	○	○		○			○	○	○				
相模原市									○				
新潟市							○						
静岡市							○						
浜松市				○									
名古屋市		○											
京都市	○	○	○	○									○
大阪市		○	○										
堺市		○		○	○	○		○	○				○
神戸市						○	○						
岡山市											○		
広島市							○				○		
北九州市									○				
福岡市				○		○						○	
指定都市計	2	6	3	7	2	4	6	3	4	1	5	3	4



中核市名	監査のテーマ（分類）												
	補助金	委託料	特別会計	その他予算執行	決算の財務書類	公の施設	その他公有財産	物品	債権	基金	公営企業	公社	その他財政援助団体
函館市	○	○		○		○							
旭川市		○		○		○		○					
青森市											○		○
盛岡市		○		○	○	○		○		○			
秋田市				○			○					○	○
郡山市						○	○						
いわき市	○	○	○					○	○				
宇都宮市	○	○		○									
前橋市							○						
川越市		○		○			○	○					
船橋市			○										
柏市	○			○									
横須賀市				○									
富山市				○			○						
金沢市				○									
長野市		○	○	○				○					
岐阜市				○									
豊橋市													○
岡崎市	○	○	○	○		○	○	○					
豊田市			○				○			○	○		
大津市	○			○							○		
高槻市									○				
東大阪市									○	○	○		
姫路市											○		
尼崎市						○	○						
西宮市				○	○				○				
奈良市									○				
和歌山市		○			○	○			○				
倉敷市	○	○		○		○	○	○	○				
福山市		○		○									
下関市											○		
高松市	○	○		○	○	○		○					○
松山市							○	○					
高知市		○											
久留米市			○										
長崎市							○						
熊本市			○	○	○	○							
大分市	○	○		○			○	○					

中核市名	監査のテーマ（分類）												
	補助金	委託料	特別会計	その他予算執行	決算の財務書類	公の施設	その他公有財産	物品	債権	基金	公営企業	公社	その他財政援助団体
宮崎市							○						
鹿児島市		○				○							
<b>中核市計</b>	9	15	7	20	5	11	13	10	7	3	6	1	4

市区町村名	監査のテーマ（分類）												
	補助金	委託料	特別会計	その他予算執行	決算の財務書類	公の施設	その他公有財産	物品	債権	基金	公営企業	公社	その他財政援助団体
東京都港区	○	○		○	○			○	○				○
東京都江東区	○			○			○		○				
東京都目黒区		○		○			○	○					
東京都大田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
東京都世田谷区		○	○	○		○		○					
東京都荒川区	○	○		○	○	○	○	○					
東京都八王子市		○							○				
東京都町田市		○				○							○
岐阜県瑞穂市						○		○					
大阪府枚方市						○							
大阪府八尾市				○		○	○		○		○	○	
香川県坂出市				○		○			○				
香川県善通寺市													○
長崎県佐世保市	○		○	○	○								
<b>市区町村計</b>	5	7	3	9	4	8	5	6	6	1	1	2	4

区分	監査のテーマ（分類）												
	補助金	委託料	特別会計	その他予算執行	決算の財務書類	公の施設	その他公有財産	物品	債権	基金	公営企業	公社	その他財政援助団体
都道府県	13	15	7	25	9	13	13	15	13	6	7	10	14
指定都市	2	6	3	7	2	4	6	3	4	1	5	3	4
中核市	9	15	7	20	5	11	13	10	7	3	6	1	4
その他市区町村	5	7	3	9	4	8	5	6	6	1	1	2	4
総計	29	43	20	61	20	36	37	34	30	11	19	16	26

【表 8】 議会からの説明の要求又は意見の陳述の事例〈包括外部監査〉

団体名	内 容
東京都	第一回定例会本会議における説明要求動議の議決の後、包括外部監査人が口頭で説明を行っている。議会の求めは、地方自治法第252条の34第1項に基づくこととされ、具体的理由は示されていない。
さいたま市	議案の審査に役立てるため、本会議において包括外部監査参考人意見聴取を実施。 テーマ:「包括外部監査制度の概要」及び「包括外部監査制度の経験を通じての監査制度のあり方」について 説明方法:配布資料に基づいて、包括外部監査人から説明を行い、その後、質疑応答を行った。
川越市	地方自治法252条の34第1項意見陳述の規定に基づき、議会側の当該年度の監査概要を把握したいという意向を受け、書面ではなく、本会議場における説明を行った。 なお、これに対する議会からの意見はなかった。
船橋市	包括外部監査結果の報告について、地方自治法第252条の34の規定に基づき、説明の要求及び意見の陳述を行うことが議会において決定され、包括外部監査人の本会議への出席が求められた。包括外部監査人としての説明責任を果たすため、包括外部監査人が本会議に出席し、監査結果に関する質疑応答が行われた。なお、本市においては包括外部監査制度を導入した平成15年度以降、毎年同様に議会への出席が求められており、質疑応答を行っている。
西宮市	毎年度、地方自治法第252条の34第1項の規定により、3月市議会開会前に実施する議会運営委員会において、監査人による概要説明の必要性について協議している。結果、議会側より外部の専門家の意見を体系的に整理された概要説明を求める声があり、合理的な要求であるとの判断により実施しているもの。 実施方法は、本会議場に監査人のみが入場して概要を説明し、議員各位からの質疑に応じている。
東京都江東区	議会への説明は区政運営上重要であるので、本会議において監査人が監査結果を説明をしている。
東京都町田市	地方自治法第252条の34第1項の規定に基づき説明を求められたため、平成23年3月議会定例会本会議において、包括外部監査人が包括外部監査結果の概要を本会議冒頭で説明した。

**【表9】 監査の結果に関する報告及び意見に対する地方公共団体の評価  
〈包括外部監査〉**

都道府県名	評価の内容
北海道	税法令等に準拠した適正・公正性、地方自治法の規定に則った経済性・効率性、組織・体制・研修、徴税費の適正・効率性などの視点からの報告や意見と評価。
青森県	会計及び財務の専門からの貴重な提言として、その趣旨を踏まえ、事務の改善等について検討していく。
岩手県	県としての出資等法人や基金に関する基本的スタンスから、個別法人・基金の運営に関する事項まで、幅広く指摘をいただいたと受け止めている。
宮城県	地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するために包括外部監査人からの視点での確かな指摘及び意見等だと捉えている。
秋田県	会計専門家の見地からの指摘・意見であり、県政を進めていく上での貴重な提言と受け止めている。監査の結果を踏まえ、補助金交付要綱の再点検や細かな事務ミスの徹底した防止について必要な措置を講じていく予定である。
山形県	県出資公社等の財務事務が効率的・効果的になされることは、県の行財政改革において重要な課題であると考えており、頂戴した指摘や意見について、23年度からの取組みに活かしている。
福島県	県有財産の管理における問題点の他、行政とは異なる視点による問題提起、意見が示され、有意義であった。
茨城県	監査結果については真摯に受けとめ、内容を十分に分析した上で改善措置等を検討し、今後とも県行政に適切に生かしていきたい。
栃木県	外部の専門家からの貴重な提言と受け止め、事務執行の見直し等の参考とし、必要な改善措置を講じる。
群馬県	監査の結果を受け、総務部管財課に財産活用推進室を新設し、「群馬県県有財産活用基本方針」の策定や、「群馬県県有施設長寿命化指針」の策定を行うとともに、県有財産利活用推進会議を創設し、これらの計画を推進していくための体制を整えるなどの成果につながり、本県にとって有益な監査報告書であった。
埼玉県	公認会計士として専門知識を活用した視点及び従来の慣行にとらわれない独立した立場からの監査により、多くの指摘・意見を受けたが、その内容は事務の改善に有益である。
千葉県	公認会計士としての専門的な知識を十分に生かした監査結果報告書となっている。
東京都	公認会計士として、専門知識を活用した視点及び従来の慣行にとらわれない独立した立場からの監査により、評価できる。
神奈川県	外部の専門家の視点による貴重な指摘として受け止めている。
新潟県	事務誤りから中長期的な課題まで幅広く指摘・意見をいただいたと認識している。
富山県	外部の専門的な知識を有する者による監査であり、監査委員による定期監査とは異なる視点からの指摘事項・意見は今後の事務執行に活用できる。
石川県	経理に関する事務手続きや、補助金交付に対する根拠等についての報告、意見が多かったが、例えば、これらの手続き等について、より効率的・効果的な運用に向けた提案はなかった。
福井県	今後の補助事務の執行に際し、有意義な指摘を頂いた。
山梨県	監査人から報告のあった内容は、「外部の専門家としての提言」や「従来の慣行にとらわれない独立した立場からの問題提起」となっており、有益な監査結果であったと考える。

長野県

特に公式には評価等を行っていないが、県の職員とは違う視点で、外部の会計の専門家による貴重な監査結果及び意見をいただいたと考えている。今後、これをより適正な行政運営に生かしたいと考えている。

都道府県名	評価の内容
岐阜県	企業会計の専門家として、主に経済性・効率性・有効性の観点から、幅広い指摘・意見をいただいたと評価している。
静岡県	監査の結果・意見については、関係する全ての部局が内容を真摯に受け止め、業務の改善等に取り組んでいる。
愛知県	専門の見地から、問題点・課題を明らかにしていただいた。 ボリュームある報告書で、結果・意見の背景を丁寧に記載するなど、読みやすく工夫していただいた。
三重県	研究開発機関に対する監査であるが、報告の内容は財務事務(契約事務、物品管理等)にとどまったものとなっている。
滋賀県	包括外部監査人としての貴重な意見が提出された。
京都府	外部の専門家から、より効率的・効果的な事務の執行などを進める上での貴重な指摘をいただける大変有意義な監査であったと考える。
大阪府	監査結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じる。
兵庫県	会計処理の合規性及び事業経営の観点からの効率性、経済性について、公認会計士が有する財務に関する専門的な監査能力を十分に発揮した報告内容となっており、高度な専門的監査が実施できたと考える。
奈良県	県の組織に属さない外部の視点による高い専門性が発揮されており、有意義な指摘等を頂いた。
和歌山県	公営企業を所管する公営企業課に対する監査については、県監査委員による内部監査も定期的 に実施している状況ではあるが、包括外部監査人による外部の視点でチェックをすることにより、内部監査では見落としている視点から行政事務を見直すことができた。今後は指摘いただいた内容を参考とし、適切な行政事務の実施に努めたいと考える。
鳥取県	補助金事務の適正化、補助金のあり方及び補助金の効果に対する検証等の検討に繋がり、評価できる。
島根県	監査テーマ、監査内容が包括外部監査の範囲かどうか疑問がある。
岡山県	詳細な調査と専門的知識・経験から有意義な指摘、意見をいただいたところであるが、一部に見解の相違や説明不足による認識の違いが見られた。
広島県	①包括外部監査の執行及び成果の取りまとめが適正に行われたことは確認している。 ②本県が財務管理上直面するテーマを適切に取り上げ、債権管理等のあるべき方向性を提示し、行政運営に係る有益な指摘等が行われた。 ③報告書に対する法252条の38第4項の規定による監査委員の意見については、提出する必要がないものと判断し、これを行っていない。
山口県	包括外部監査人が自らの責任において、監査された結果であり、尊重すべきと考えている。
徳島県	外部の専門的な知識を有する者として、効率的かつ公平性の観点からの指摘及び意見は、有益であったと考えている。
香川県	指摘に対する措置により各団体において資金運用指針が策定されるなど、外郭団体の経営の適切性、効率性の向上に寄与したものと考える。
愛媛県	監査報告及び意見については、基本的に尊重すべきではあるが、内容によっては、今後慎重な検討が必要である。

都道府県名	評価の内容
高知県	①各病院における運営会議や経営会議などのあり方について抜本的な改善を行い、経営の健全化に向けた進捗状況や情報の更なる共有化を図ることや、チェック体制をより強化するなど適正な事務処理を行い、経営健全化への取組みにつながる報告をいただいた。 ②策定した県立病院改革プランの進捗状況について、目標達成に向けた取組の今後一層の推進の必要性や、新病院の整備については、病院の収益に大きな影響のある医師確保等に一層の努力をする必要があることなど、貴重な提言もいただいた。
福岡県	外部の専門家からの県行政にとって有益な指摘や意見として真摯に受け止める。
佐賀県	監査及び会計の専門家である公認会計士の専門的な知識に基づき、県の組織に属さないという立場を活かして、従来の慣行にとらわれない監査が行われており評価できる。
長崎県	財務の専門的知識を活かした監査が行われ、その結果報告については、外部の貴重な意見として受け止めている。 特別会計における適正な事務執行に努めることの重要性が再認識されたので、有効なものであったと考える。
熊本県	特段の評価は行っていないが、担当部局でしっかりと改善に向けて取り組んでいく。
大分県	団体や事業の統廃合の必要性、県関与のあり方の見直し、県の指導體制の強化など多数の指摘等を受け、団体のあり方や出資の必要性を含めた県関与のあり方等の見直しや各団体の経営状況を的確に把握するための体制強化等へつながった。
宮崎県	特になし。
鹿児島県	特になし。
沖縄県	住民の福祉を増進し、最少の経費で最大の効果をあげるため、また、県の組織及び県行政運営の合理化を図るための参考としている。

指定都市名	評価の内容
札幌市	経営改善に資する有意義な報告であったと考えている。
仙台市	公認会計士という外部の専門家による指摘事項、意見は貴重で有益なものと考えている。いただいた指摘事項や意見への対応については真摯に検討を行い、改革・改善を図っていきたい。
さいたま市	公認会計士という専門的な知識による効率性、有効性、経済性の観点から指摘がなされ、また解決策についても具体的に示されており、今後の行財政運営に有効なものであった。
千葉市	公認会計士が専門的な知識を活用し、独立した立場から監査を行っており評価できる。
横浜市	市営住宅に関する事業全般にわたり、公認会計士という外部の視点で、様々な観点から監査を行ったことなどから、有意義なものと考えている。
川崎市	子育てを取り巻く環境が変化する中、地域や社会全体で子育てを支える取組は喫緊の課題となっており、本市においては、就学前児童の増加や保育需要の高まりなどに対応するため、保育受け入れ枠の拡大を進めているところであり、今後、監査の結果については、その内容を十分精査した上で、必要な措置を講じていく。
相模原市	リスクが高いと判断される部分に対して集中的に監査を実施するという基本的な考え方のもと、効果的・効率的な監査が実施された。また、VFM(Value for Momey)や徴収率の向上、税システムの情報セキュリティ、組織体制など具体的かつ適確な監査要点の設定により、今後の事務執行の適正化や効率化に資することができるものと評価している。
新潟市	公有財産の適正な管理を行い、今後の市政運営に役立てる。

指定都市名	評価の内容
静岡市	厳しい財政状況が続いている中、既存の経営資源である土地、建物を中心とした資産を有効に活用していくことは重要であるため、今後の改善をしていくにあたり有効なものであったと考えている。
浜松市	①監査のテーマを「保育所事業の執行について」に絞り、市内広範囲に存在する市立保育所及び民間保育所の運営実態を丹念に調査取材され、本市の実情を的確に把握した監査を実施された。 ②結果報告は、単なる問題点の指摘にとどまらず、適切な助言や具体的な提案も受けることができた。
名古屋市	契約については、ガイドラインに従い適切な管理に努めていく。
京都市	商業振興に関する事業を中心として、専門的な見地から有益な意見が述べられたものとする。
大阪市	指摘を受け不備を認識した上で、是正することができ、今後の事務事業執行上、大変有意義なものであったと考えている。
堺市	行財政改革に資する有益な内容であったと評価している。
神戸市	民間企業における監査の経験を生かし、手続き、内容の両面にわたって企業会計的な視点をもって実施していただき、コスト意識の徹底、ストック管理の重要性、経営の効率化への方策及び近年民間企業において重視されている内部統制やITセキュリティ確保等の観点からも有用な提言をいただいたと考えている。
岡山市	地方公営企業として自ら効率的な運営を行ってきた水道事業であるが、外部の専門家の知見から一層の行財政改革を行う契機となった。
広島市	①(1)「市有財産の有効活用について」は、本市の厳しい財政状況を受け、平成20年度から平成23年度までの4年間を計画期間とした「今後の財政運営方針」において、歳入確保の取組方策の一つとして「未利用地の売却促進及び市有財産の有効活用」を掲げ、目標効果額を定めてその達成に向けて全庁を挙げて取り組んでいるところであり、時宜を得た適切なテーマ設定であったと評価している。(2)「水道事業における事務の執行及び資産の管理について」は、水道料金収入が減少傾向にある一方で、施設の改良・更新等による投資の増加が見込まれるなど、水道事業をめぐる経営環境は厳しく、独立採算制の下での効率的経営が一層求められる状況が今後も継続すると思われることから、時宜を得た適切なテーマ設定であったと評価している。 ②監査結果等については、(1)「市有財産の有効活用について」は、現地調査の結果等を踏まえ、売却が容易であると思われる未利用地、低利活用の庁舎・施設を具体的に示して早期売却を促すとともに、目的外使用許可に係る光熱水費の実費徴収にも言及するなど、市有財産の有効活用、受益者負担の適正化に資する監査結果や意見が得られたと評価している。(2)「水道事業における事務の執行及び資産の管理について」は、会計処理及び資産管理の適正化や、情報セキュリティ対策の徹底による情報資産保護、また、水道料金に関する透明性の確保及び徴収事務の効率化などに資する監査結果や意見が得られたと評価している。
北九州市	具体的な指摘、意見がなされており、これを受けた該当部署においては、真摯に改善に取り組んでいると認められることから、取り組むに足る内容であり、有用なものであると考える。 また、監査の仕組みが異なる監査委員監査と包括外部監査が相乗効果によって監査の実効性を高めることができる内容であると評価している。
福岡市	民間企業の財務に関する豊富な知識を生かした、監査委員の監査とは異なった視点での結果報告がなされており、本市の行財政運営に資すると思われる。

中核市名	評価の内容
函館市	外部監査として客観的に現状をとらえ、改善すべき点等として意見を付したものであると考える。
旭川市	外部の専門家からの意見・指摘であり、また、独立した立場としての見解であるため、有益なものであったと考える。

青森市

地方公営企業及び当該企業の外郭団体の事務執行・管理運営等について、専門的な見地から債権・財産管理や効率的な事業運営に対する指摘・意見がなされ、事務の適正な執行・改善を進めるにあたって有用であった。

中核市名	評価の内容
盛岡市	透明性の向上や適法性の検証はもとより、公認会計士の視点から有効性、効率性、経済性にまで言及した監査結果等となっており、外部監査を導入した目的が果たされている。
秋田市	公認会計士の専門性が発揮された報告および意見であると評価している。
郡山市	公有財産にかかわる財務に関する事務の執行について、法令・規則に基づき、的確に検証されている。
いわき市	保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について、経済性、適法性、妥当性を有しながら実施されているかについて、詳細に検証されている。
宇都宮市	財務管理等に精通した視点からの指摘により、業務の効率化及び有効性等の向上に役立っている。
前橋市	市有施設のあり方・施設の統廃合についての検討は不可欠であるとする。また、公社等関連団体の在り方は市にとっても大きな課題となっており、監査として視点が入る事により、より深い検討ができ今後の方向性を検討する上で大いに参考になると考える。
川越市	結果及び意見ともに行政の適正かつ効率的な運営のため必要不可欠なものであり、真摯に受け止めるとともに、改善に努めたい。
船橋市	公認会計士として、専門知識を活用した視点及び従来の慣行にとらわれない独立した立場からの監査が実施されており、内容を十分検討し、今後の行政運営に役立てていきたいと考えている。
柏市	適切に実施されている。
横須賀市	本市の一般廃棄物処理事業に係る財務事務の執行について、外部の公認会計士の目から見た改善点等が提案されるなど、本市の事務の執行の適正化につながったものと評価している。
富山市	財務・会計の専門家からの貴重な意見と考えている。
金沢市	報告及び意見については、外部の専門家からの指摘・意見であり、今後の人件費の執行についての貴重な提言として受け止める。
長野市	契約事務が適正に執行されているかということは、大変重要な問題であるが、平成22年度の包括外部監査では、契約課及び各担当課が締結した500件を超える契約について監査を実施していただき、個別的な問題点について、改善策の指摘をしていただいたことで、契約における問題点や課題を捉えることができた。
岐阜市	これまで不十分だった支出ルール of 徹底などに対する的確な指摘や意見がなされ、有意義な監査報告だったと考えられる。
豊橋市	特になし。
岡崎市	今回が2年目の監査であったが、昨年の経験を活かし、本市の実情を理解した上でヒアリングや書類の分析を行っており、きめの細かい監査が実施された。
豊田市	正当な報告及び意見であると考えている。
大津市	歳出での大津市行政全般にわたる包括的なテーマである補助金関係の事務の執行状況と昨年度の未収金の監査の際に課題が見られた大津市民病院の財務事務執行等について、専門的な知識を持って、多くの指摘事項と改善方策も具体的に記述がされており、非常に有意義であったと考えている。
高槻市	監査の結果については、厳粛に受け止め、適切に対応する。
東大阪市	対象とした債権について詳細に検証が行われている。また、組織改革の必要性を提言されており、平成23年度からの債権回収に関する新しい組織発足に役立った。
姫路市	特になし。

中核市名	評価の内容
尼崎市	今回の監査が、普通財産の効率的、またそれらに係る適正な事務執行につながっており、有意義なものであったと考えている。
西宮市	意見の添付なし。
奈良市	市の歳入の根幹である市税の賦課及び徴収に関する事務が関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているかについて、財務事務に豊富な知識と経験を有した公認会計士より貴重な報告及び意見が得られた。
和歌山市	公認会計士の専門的な知識を有する外部監査人として、効率性・経済性等の観点から適切な指摘・意見を頂き、有意義であると考えている。
倉敷市	外部の専門家からの視点又は第三者的な立場での視点による指摘や提言であり、有意義なもの考える。これを活用することにより、財務事務の適性化や行政運営の効率化などの効果があると考える。
福山市	外部からの専門的な知識を有する者の視点で監査が行われ、適正な情報システムに関わる財務事務の在り方について、助言・指導がなされた。
下関市	公認会計士の専門的な立場から会計処理上の専門的な処理についての指摘や意見を受け、適切な事務処理の執行につながった。
高松市	専門知識を生かした視点からの貴重な指摘や提言となっている。
松山市	専門的で、第三者的な立場での視点による提言であり、有意義あるいは適正かつ効率的な行政運営に資することができると思う。
高知市	事務の執行について、市全体の事務処理につながる指摘、提案があり有用なものであると考える。
久留米市	「合理性」「効率性」「必要性」の観点から監査が実施されており、特別会計ごとに個別具体的な指摘が行われるなど有意義であった。
長崎市	長崎市が保有している資産(土地)の現状を詳細に分析していただいた結果、現状の問題点が鮮明となり、また土地開発公社の解散についての提言という非常に大きな方向性を示してもらい、今後の市政の方向性を決める有効な判断材料を得ることができたということで、非常に有益な監査を行っていただいたものと考えている。
熊本市	専門的見地からの指摘、意見がなされ有益であった。
大分市	財務事務の執行上の誤り等についての指摘は的確なものであり、意見については、行政運営における事務の効率化や公平性の確保、さらには市民ニーズへの具体的な対応について、市の厳しい財政状況をも視野に入れた時宜を得た提言となっており、本市の今後の短中期的な事務改善の参考となる貴重なものであると評価している。
宮崎市	市の公有財産の管理について、適切な指摘・意見であった。
鹿児島市	委託方法や算定方法などについて、細部にわたり調査され、外部の目で見えた的確な指摘・意見等が出されており、今後の事務執行に役立つものである。

市区町村名	評価の内容
東京都港区	情報システム全般にわたった監査により、専門性が高い分野であるがゆえに、システム内容や経費の内訳等が専門家任せになりがちな部分の問題点が明確になった。
東京都江東区	改善すべきところは改善し、その他については、今後の事業運営の参考とした。
東京都目黒区	情報システムに関する内部監査体制については、人的、財政的な制約から不十分な部分があることは事実であり、指摘事項や意見を真摯に受け止め、改善を図っていきたい。

東京都大田区

区の諸施策の合規性・有効性・適切性・整合性の視点から問題点を改めて的確に指摘して頂き、区の業務改善に資する内容であった。

市区町村名	評価の内容
東京都世田谷区	(報告について)これまで取り上げられていなかったテーマが選定され、小・中学校事務の適切な執行に寄与するものであったと評価している。 (意見について)外部監査人ならではの視点で言及されており、検討に値する内容となっている。
東京都荒川区	①事業継続の可否については、種々の観点から検討しているところであるが、地域文化底上げを目的としているものもあり参加者数だけでなく事業の特性等を勘案しながら対応する。 毎年度末に指定管理者とのヒアリング中に参加者が少ない事業問題を含めた協議を行い、新年度事業計画に活かしている。 ②新たに作成した「点検業務報告書」を全施設に導入するとともに、区職員も報告書のチェックを行っている。 ③団体取扱いマニュアル作成、新規団体への登録カードの即日交付から郵送への変更、課内PTにおいてより詳細なマニュアルを作成した。 ④新たに「決算書マトリックス表」を提出させ、法人として作成している決算書と区に提出する決算書を突合せ、正確な数値把握に努めるとともに、外部専門家による評価の際に必要な応じ現地調査を行うこととした。
東京都八王子市	報告書には、課税の公平性ととも課税事務と滞納整理事務のパフォーマンスの高さについて触れられており、特に市税収入率(現年課税分98.1%・滞納繰越分25.1%)の高率について、中核市などとの比較を通じて、滞納整理事務の活動内容を高く評価していただいた。 個別の税目の賦課事務については、現状の執務状態に対し、検証・提案をいただいた。例えば、法人市民税の事務における「課税事務補助業務委託」の契約方法の改善や、固定資産税の減免状況への指摘をいただくなど、税務全般に亘り具体的な提案があり、今後の事業運営に有益な報告であった。
東京都町田市	監査の結果に関する報告及び意見は、専門的見地及び市の組織に属さない独立した立場から指摘されたものとなっており、今後の行政運営に向けた貴重な提言と受け止めている。
岐阜県瑞穂市	各施設について、現場視察も踏まえ丁寧に検討がなされており、物品管理の不備等の指摘はもちろんのこと、重複する施設の統廃合についてや、民間委託・指定管理者制度の導入についての言及などもなされており、利用状況等に関する詳細なデータや写真・図表を示した上での監査結果であるため、監査人の問題意識は明確であり、理解しやすい報告内容であった。
大阪府枚方市	監査結果に対する評価を、包括外部監査契約を更新するか否かを判断するための材料のひとつとして位置づけていたところ、平成23年度は、地方自治法第252条の36第3項の規定により、別の新たな有資格者と包括外部監査契約を締結する必要があったため、平成22年度の監査結果に対する評価は行っていない。
大阪府八尾市	歳入執行事務全般についての監査となっており、部局横断的な結果・意見をいただくことができた。また、市税や使用料等の収納事務に関する内容の他に、未利用地の活用など中長期的に検討すべき課題についても言及されており、税收等が伸び悩むことが想定される中、市が歳入確保にむけて取り組むべき内容を明確にすることができた。
香川県坂出市	対象となる部署へのヒアリング、関係書類の閲覧・照合、関係法規・条例との整合性チェック、抜き取りによるテスト、視察等が実施され、大局的な視点から詳細な事務処理まで言及され、具体的な指摘や意見がなされている。
香川県善通寺市	有意義な指摘を受けたものと思われる。
長崎県佐世保市	専門的見地からの指摘は、今後の事務の改善や適正な予算執行の徹底を図る際に有益なものであると同時に、職員の意識改革にも繋がるものと評価している。 また、意見については、貴重な提言として、適正な行政運営を推進していくうえで参考にしたい。

【表10】監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じた場合の効果  
 〈包括外部監査〉

都道府県名	平成21年度テーマ	効果
北海道	職員公宅及び公用車の管理状況について	公宅料の見直しを実施し、受益者負担の適正化が図られた。
青森県	県税の賦課及び徴収事務の執行について	県税の賦課及び徴収事務について、指摘のあった個別の事案の是正を図ったほか、事務マニュアルを整備し、再発防止に努めるなど、改善が図られた。
岩手県	一般会計の債権(県税を含む)および公営企業会計(医療局)の債権の管理について	平成21年度の監査結果に関する指摘事項については、債権回収マニュアルの策定、不能欠損処理の実施等の措置を講じている。なお、効果額等については具体的に把握していない。
宮城県	県税の賦課徴収事務について	個人県民税の特別徴収の実施割合を高めるため、「個人住民税特別徴収推進プラン 特別徴収義務者一斉指定ガイドライン」を作成し、特別徴収推進の必要性を確認し、特別徴収実施状況の実態を把握するとともに、実施年度や指定方法等特別徴収義務者一斉指定の考え方を統一した。このことにより、平成25年度には、県内35市町村中33市町村で一斉指定を実施し、給与所得者の特別徴収率は78.8%と前年度より6.8ポイント上昇した。
秋田県	指定管理者制度の運用状況について	①債務負担行為設定(22年6月補正)に際し、公の施設に係る維持管理費用削減の観点だけでなく、施設のサービス水準の維持向上の観点からも検討を実施。 ②年度内における指定管理料を精算方式から原則「渡し切り」に変更。 ③23年度に「秋田県指定管理者制度導入施設における評価実施要領」を策定。24年度から所管課が業務実績の評価を実施。
山形県	未収金の管理について	県税の収入未済額を減らすため、市町村の税務部門との連携や納税者の利便性確保のためのコンビニ収納等を実施。H21年度末～H24年度末で、県税の収入未済額が約317,000千円減少。
福島県	農業振興に関する事務の執行について	①重要物品及び一般備品について、その状態及び使用状況を確認し台帳へ反映した。 ②納期限までに納入されない場合の遅延利息の納付規定等を追加する見直しを行った。
茨城県	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	①年度ごとに工夫したテーマが選定され、財務の専門家の立場から、県行政にとって有益な指摘又は意見が出されている。 ②平成21年度までの指摘事項のうち、98パーセントについて措置を講じており、県の業務に関して一定の改善が図られている。
栃木県	財政的援助団体等における財務に関する事務の執行等について	①栃木県土地開発公社においては、再雇用職員の活用により人件費の抑制に努めているところであるが、平成22年度はあっせん等事業に従事する公共用地部職員1名を他部と兼務とし業務量に合わせた人員の配置とした。 ②受託量確保に向けて、県をはじめ国の機関や市町を訪問し、受託機会の増大に努めた。更に、公社の能力を活かした関連業務について幅広く受託できるよう努める。
群馬県	群馬県の住宅政策について	平成20年度団地造成事業貸借対照表に固定負債として計上されている原価差額調整勘定は、本来、過年度にて特別利益に精算計上されているべき原価見返勘定の集積したものであったことから、平成21年度末で原価差額調整勘定を精算し、特別利益に一括計上することとした。また、原価差額調整勘定は将来の支出に備えるため設けてきたものであり、この趣旨を引き継ぐ形で、将来の原価割れ損失の発生に備える価格調整引当金に、その特別利益を充てることとした。

都道府県名	平成21年度テーマ	効果
埼玉県	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	コスト削減効果が見込めるため指定管理者制度を導入の検討すべきとの意見があった埼玉県生活科学センターについて、平成25年4月1日から指定管理者制度を導入した。
千葉県	道路事業に関する財務事務の執行について	道路事業に関する財務事務の執行に関して、全ての報告事項に措置を行ったことで事務の改善が図られた。なお、報告事項は事務執行手法の改善に係るもののほかは、国への働きかけを進言するものであったため、具体的な効果額は算定不可。
東京都	監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の事業の管理運営について	都道高架下駐車場について、民間事業者も参入可能な、占用手続きのモデル実施に取り組むとともに、占用料の減免率を2分の1から3分の1に引き下げた。これにより、113,262千円の収入増効果があった。
神奈川県	①都市公園事業の財務に関する事務の執行について ②財団法人神奈川県公園協会(指定管理事業) ③株式会社湘南なぎさパーク(指定管理事業) ④神奈川県立保健福祉大学の財務に関する事務の執行について	平成25年度現在、監査の結果10件のうち措置済みが9件、意見37件のうち対応済みが35件であり、適切に措置、対応することにより、効率的かつ合理的な事業予算の執行が図られている。
新潟県	障害福祉に関する事務の執行について	精神医療審査会における退院等請求審査期間について、従来審査期間が40日以上かかっていたものが、事務処理の迅速化により、21年度平均で34.3日に減少。
富山県	①産業振興を担う県出資法人の財務事務及び経営管理について ②国際健康プラザの財務事務及び経営管理について	①産業振興を担う県出資法人((財)富山県新世紀産業機構)において、新たに債権管理規程を策定するなど債権管理体制の見直しを実施され、財務事務及び経営管理のさらなる適正化が図られた。 ②国際健康プラザについて、公の施設として県が負担すべき部分と受益者負担を求める部分を精査し平成24年度からの指定管理者の募集に反映させた結果、指定管理料(年平均)は20百万円の縮減が図られた。
石川県	社会福祉に関する財務事務の執行及び事業の管理について	社会福祉法人の安定的運営の為にやってきた貸付金について、当該法人の財務内容が改善された後も、貸付額が見直されていなかったため、改めて運営に必要な貸付額を見直し減額した(7千万円の減額)。
福井県	健康福祉部における負担金、補助および交付金ならびに貸付金に関する財務事務の執行について	22年4月に全庁的に「補助金交付事務マニュアル」を見直し、補助金の使い切りや不正経理等への対応を強化した。
山梨県	①福祉事業における県からの貸付金・委託金・補助金・負担金・随意契約等の財務に関する事務及び財政援助団体に関する財務事務 ②政務調査費及び議会事務局の財務事務	講じた措置の一例 平成21年11月に、福祉保健部内に5名の専任体制による「プロジェクトチーム」を設置し、集中的に貸付残高の処理に取り組み、平成21年度末までに約8億2千万円の確認処理を行い、約7億円までに貸付残高を圧縮した。
長野県	県の財産管理について - 資産の有効活用の視点から	県有財産のデータベースとなる公有財産システムを開発するとともに、公有財産システムの中に県有財産の修繕や改修などの履歴等を網羅的に把握できるシステムの開発等の改善につながった。
岐阜県	債務保証・損失補償及び貸付金に係る財務事務の執行について	①住宅供給公社に対する県の指導監督の在り方については、公社において「経営改善計画推進委員会」を毎月開催し、県もこれに出席することとした。このことで、「経営改善計画」の実施状況を定期的に把握でき、当該計画の着実な実行に寄与している。 ②森林公社、木曾三川水源造成公社における、事業効率化のための近接事業地の集約化については、2公社を問わず、他の土地所有者との集約化を積極的に進めている。 また、2公社間の職員の兼務体制の拡大、業務の連携を図るための「業務連携課」を設置し効率的な業務運営を図った。

都道府県名	平成21年度テーマ	効果
静岡県	①静岡県立がんセンター事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理 ②財団法人しずおか産業創造機構の出納その他事務の執行	効果についての主なもの ＜県立静岡がんセンター＞ 情報システムへのアクセス管理が不完全であったことから、コンピュータ室の移設に合わせ、IDカードリーダーを設置し、入退室時のログを記録できるようにした。 ＜(財)しずおか産業創造機構＞ ベンチャー企業等への直接資本参加事業において、実施要領に定められた保有株式の評価が行われていなかったことから、平成21年度中に評価を実施、減損処理を行った。
愛知県	①病院事業庁における財務事務及び事業の管理について ②支出に関する事務の執行について(内部統制の観点から)	①薬品・診療材料について、インターネットを利用した民間のWebベンチマークシステムを各病院に導入し、民間病院等を含めた価格調査をもとにした価格交渉を行い、最終的に全体の購入額の削減が図られるようにした。 ②県立病院経営中期計画を策定した際、病院ごとに成果指標を示し、毎年外部有識者による評価を受けるようにしたことで、実績を改善のアクションに結びつけることが可能になった。
三重県	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行	21年度の監査テーマである「公の施設の管理運営と指定管理者制度の事務の執行」についての全般的な監査結果である指定管理者の評価、監督等の意見に対し、全般的な取扱要綱の改正やマニュアルの整備を行い、実施部局に対して周知徹底を行うことで、指定管理業務の成果の把握等についてより適切にできるようになった。
滋賀県	滋賀県の環境行政に関連する事務事業について	補助金で執行していた派遣職員の給与を県が直接支払う形に変更した。
京都府	①商工関連試験研究機関等の成果と課題について ②府民利用施設の運営について	①機器管理状況を網羅的に把握できる予約管理システムを構築・運用を開始した。また社会情勢の変化により役割を終えたと判断した社団法人を解散するなどの効果があった。 ②価格の競争性と手続きの透明性をより確保する観点から図書館の図書購入について競争入札により契約を締結した。また郷土資料館の収蔵資料を最適状態で保存できるよう空調設備を改修し保存環境を整えるなどの効果があった。
大阪府	出資法人に関する財務事務について	行財政改革を推進する上での出資法人の管理やあり方の検討において活用することができた。
兵庫県	貸付金に関する事務	①3つの課で携わっていた同種の貸付事業を平成25年度から統合し1つの課の所管とし、業務のスリム化に努めた。 ②マニュアルを基に事務をすすめるとともに、過年度の指導困難な債権については、平成25年度からサービサーへの委託を導入するなど、様々な方法を取り入れ債権管理に取り組んでいる。
奈良県	補助金の事務(市町村との連携を中心とする)について	措置状況の公表を行っていない。
和歌山県	教育委員会生涯学習局の財務事務及び所管する公の施設の管理・運営状況について	社団法人和歌山県体育協会には事務所がなく、県庁にて県体育協会としての業務が行われている。備品、消耗品等に係る費用負担は県と同協会で明確に分けられているが、光熱水費は県が全額負担している状況であった。監査の指摘を受け、事務所運営に要する必要経費については県体育協会が適切に負担するよう改めた。
鳥取県	財団法人鳥取県産業振興機構の財務の執行状況全般について	①企業再生支援を充実させるため、常駐専門家を3名から4名に増員し、体制強化を図り、企業への支援を強化した。 ②産業振興機構にある1億円超える普通預金残高の一部を定期預金で運用することとした。 ③これまで無料としていた電子部品・デバイス製造業等の若手技術者を対象として開催していた講座の受講料を有料化した。等
島根県	①債権の管理・回収について ②山陰本線高速化募金事業	「島根県債権管理会議」を設置し、改善策の実行管理など債権管理の適正を期すための全庁的な取り組みを進めることとした。また、改善策の実行について、点検及び指導する体制の整備が図られた。

都道府県名	平成21年度テーマ	効果
岡山県	岡山県農林水産部が所管する農林水産行政の財務(水産行政及び農業土木行政を除く)に関する事務の執行について	岡山県農林水産部が所管する農林水産行政(水産行政及び農業土木行政を除く)に関する事務の執行について、多角的な意見を頂いた。報告に対する措置については、一部実施済のものも含め、可能な限り措置されているものと認識しており、それを踏まえ、有効かつ効率的な事務の執行がなされている。
広島県	①県出資法人を含めた広島県の資金官営が有機的かつ総合的に行われているか ②資金運用期間と調達期間にミスマッチがないかどうか ③更なる運用資金の圧縮と県債及び借入金金の圧縮がどうか ④資産の毀損状況はどうか ⑤資金管理部門の内部統制はとれているか ⑥基金の積立、運用、取崩し、組替え等の方法が法律等に合致しているかどうか ⑦基金の運用効率はどうか ⑧基金の運用財産は基金財産として妥当かどうか	①県出資法人における会計処理について、負債と資本の混同があり、「利益留保性積立金」と考えられるものが、「負債」に区分計上されているとの指摘があり、各部局において検討・協議が行ったうえ、必要な科目修正が図られた。(一部については、会計処理に誤りのないことを再確認した。) ②基金台帳等の記載に不備があり、指摘を受けて帳簿の訂正が行われた。
山口県	県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について	平成21年度は、県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について監査が実施され、指摘54件、意見186件、合計240件が報告された。これらの内、指摘及び意見の合計158件について改善等の措置を講じた旨の報告及び82件について改善途中の旨の報告を行った。主な改善措置の内容は、下記の通り。 「当面売却可能性がない未利用財産について個別対応計画を定めるべき。」→個々の事情に見合った個別対応計画を定め、貸付等による利活用も促進することとした。
徳島県	県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について	指名競争入札において入札が実施されても、入札参加者あるいは指名者数が極めて少なければ、実質的な価格競争がなされたといいたいの指摘を受け、入札指名業者数を増やし競争入札を実施することにより、競争性を確保し、契約事務の適正執行を図ることができた。
香川県	業務委託契約に係る事務の執行について	業務委託における契約方法等の見直しを行い、契約額の抑制が図られるなどの効果があった
愛媛県	外郭公益法人に係る諸問題の監査(その2)	えひめ産業振興財団が実施したコンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業補てん準備基金の残高について、“県へ返還処理等すべきである”との指摘を受け、貸倒償却処理後の残額について県に返還させることとした。
高知県	高知県が保有する公有財産のうち土地及び建物並びに高知県土地開発公社が保有する高知県からの依頼により取得した公有用地の管理について	①県有財産の貸付料などの歳入の確保について、原則徴収するという姿勢から、貸付先の収益性にも着目した減免基準の見直しを実施した。 ②県有地に設置する自動販売機の使用料についても見直しを行い、原則徴収することとした。他県の事例も参考に、設置業者を公募するなど、歳入の確保に努めている。
福岡県	①県の財政支出について(構造的課題と社会保障関連費及び教育関連費等を中心として) ②公の施設の管理運営及び指定管理者等の事務の執行について	合規性、経済性・効率性及び有効性の観点から受けた指摘や意見を、限られた財源の有効活用と適切な事業執行に反映している。
佐賀県	補助金の事務の執行について	補助事業の実績報告の際に、補助金の効果を確認するため、報告書に記載する欄を設けたり、資料やアンケート等で把握するようにした。

都道府県名	平成21年度テーマ	効果
長崎県	工事請負契約について	(繰越手続についての特記仕様書への明示について) 平成22年2月に、発注機関に、やむを得ない理由で発注が遅れ、繰り越し承認の議決前に発注手続きを行う工事で、3月議会において繰り越し手続を行うものは、「繰越し承認後に工期の変更を行う」旨の文言を特記仕様書に記載するよう通知を行った。
熊本県	未収金の財務事務について	特段の効果測定は行っていないが、指摘等に基づき、事務の合理化、適正化に取り組んでいる。
大分県	特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について	①「心身障害者扶養共済制度特別会計」について監査意見を踏まえ検討を行った結果、一般会計の中で扱うこととなっても経理の適正化と明瞭化が図れなくなるとは言えず、また、特別調整費等の一般会計からの繰出し及び特別会計への繰入れの事務を行う必要がなくなるなど事務の簡素化にもつながることから、平成23年4月1日付で特別会計を廃止し、一般会計にて扱うこととした。 ②一般会計及び特別会計の債権回収業務の外部委託については、平成21年度に設置した「大分県税外未収債権縮減対策委員会」の検討を踏まえ、22年度当初予算で、県営住宅使用料の外部委託を継続し、新たに医業未収金についても平成22年12月から、外部委託を開始した。
宮崎県	指定管理者制度の運用状況について	業務報告書や審査報告書の審査チェックリストが作成されていないことや、所管課の所見を述べた報告書等も整備、保管されていないとの監査意見を受け、業務報告書や実地調査に係るチェックリストを作成し、それに基づき審査を行うことにより、指定管理者に対する指導が適切に行われることとなった。
鹿児島県	県と各種団体等との取引等について	各種団体に対する執務室の使用許可や業務委託契約等の事務手続の適正化が図られた。
沖縄県	公の施設の管理運営のあり方(特に指定管理者)について	平成22年の包括外部監査の指摘でこれまでの措置内容について、措置されたとはいえないと指摘されたことから、措置内容を見直す作業を実施した。

指定都市名	平成21年度テーマ	効果
札幌市	一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について	報告等に基づき、又は参考として、補助金・交付金の事務執行の改善が図られている。
仙台市	学校教育に係る財務事務の執行及び管理の状況について	平成21年度の監査テーマ「学校教育に係る財務事務の執行及び管理の状況について」における指摘件数12件のうち11件について改善措置を講じており、契約事務や物品管理等、各種財務事務の適正化が図られた。(残りの1件については、県費負担教職員の旅費に関する事項であり、現行制度上対応が困難な状況である。)
さいたま市	「公の施設」の事務執行及び事業管理について	①見沼ヘルシーランドの備品の管理について 管理番号を記載した備品シールが貼られていなかった備品については、備品台帳と照合し全ての備品にシールを貼るよう施設に指示。その後、所管課で再確認し、備品シールが貼られていることを確認済。 ②勤労女性センターの教材費代について 勤労女性センターの指定管理者は、職業実務講座等の開始前に受講者から徴収した教材実費とコピー代を会計上帳簿処理していなかった。指定管理者に対し、現金管理について帳簿処理を行い日々の残高確認を徹底するよう指導を実施。現在は、講座ごとの参加費取扱月報を作成し、入出金がある日は毎日、担当者がカウントし、月に1回、上位管理者2名が確認を実施。等
千葉市	滞納債権に関する財務事務の執行について	平成21年度の監査の結果である「滞納債権に関する財務事務の執行について」は、債権放棄に関する適切な処理の実施や手順書・マニュアル等の見直し及び再整備、システムの改修などの措置が講じられ、事務の適正化が図られた。
横浜市	区役所が地域団体等へ支出している補助金を中心に監査を実施した	補助金の手続きについて、各所属が改めて確認することにより、要綱等の見直しが進んだ。

指定都市名	平成21年度テーマ	効果
川崎市	一般会計における公有財産(不動産)の管理運営に関する事務の執行	監査結果における指摘や意見を踏まえ、所管局において、事務事業の改善が進められ、また、効率的・効果的な業務執行体制の構築など行財政改革の取組への活用が図られてきている。 なお、平成21年度に係る監査の結果に関する報告及び意見への対応状況については、平成23年1月19日に監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を同月25日に公表している。
相模原市	①相模原市の小学校・中学校等に関する財務事務の執行等について ②株式会社さがみはら産業創造センターに関する財務事務の執行等について	各種教育研究団体補助金について、支出における補助対象経費、対象外経費、収入における公費と公費以外の区分の明確化を図るため、交付団体等との課題整理を行い、実費精算方式に移行した。実費精算方式が困難な団体の繰越金については、通帳管理するよう指導した。その結果、各交付団体等のより適正な経費管理が実現した。
新潟市	新潟市における人件費の支出及び人事管理に関する事務の執行	人事評価制度等の今後のあり方のコンサルテーションとなった。また、効率的な市政運営に役立てられたと評価している。
静岡市	補助金等の事務の執行について	事務事業評価制度(静岡市事務事業市民評価会議)において、一部の補助金について検証がなされ、市民目線から縮小、再構築といった厳しい決定を受けた。 また、事務事業評価制度等を通し、各所属は、数値目標等を用いた成果指標を定めることで、各補助金の見直しが進むなど、PDCAサイクルの構築を図っている。
浜松市	市税及び国民健康保険料の事務の執行について	市税及び国民健康保険料の事務の執行における一層の事務適正化、効率化、有効化を資する効果をもたらした。
名古屋市	①市民経済局、住宅都市局及び教育委員会の所管する外郭団体の経営管理について ②学校給食費に関する教育委員会の事務の執行及び財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団の出納その他の事務の執行について	平成21年度包括外部監査の指摘事項1件(概要:学校給食費の公会計化)については現在対応中である。
京都市	①市有財産(不動産)の有効活用(取得、運用及び処分の適正性)について(京都市土地開発公社を含む。) ②平成18年5月18日総務省公表の「新地方公会計制度研究会報告書」に基づく、市の普通会計の財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書)の検証	京都市土地開発公社において、会計処理、物品管理、帳簿管理等の事務の適正化が図られ、円滑な事務遂行が可能となった。
大阪市	①大阪市が保有する債権の管理について ②大阪市駐車場事業会計及び大阪市有料道路事業会計並びに大阪市道路公社にかかる財務の事務の執行及び事業の管理について	措置効果については、把握していない。
堺市	堺市における生活保護に関する事務の執行について	生活保護費支給方法の見直しや債権管理システムの導入等の改善を行った。
神戸市	市の保有する土地に関する事務執行状況について	個別の指摘事項について、それぞれ改善措置を講じるか、改善策の検討を進めており、結果としてより一層の事務改善及び事務の効率化に繋がっていると考えている。

指定都市名	平成21年度テーマ	効果
岡山市	外郭団体の事業及び岡山市の外郭団体等に対する統制	監査対象は、市の外郭団体(23団体)のうち、2団体の解散
広島市	①市税に関する事務の執行について ②広島市立大学における事務の執行及び資産の管理について	①市税に関する事務の執行について 課税漏れ等のあったものには、賦課決定をした。適正な事務処理が実施されるよう担当の所属職員に対して処理要領等により周知徹底が図られた。 ②広島市立大学における事務の執行及び資産の管理について 入試手当を新設する等人件費等の事務の適正化が図られた。空室となっている教員住宅へ優先的に入居させるようにするなど効率的な利用が図られた。
北九州市	①特別会計(公営企業会計を除く)における経営事務の管理及び財務の執行について ②外郭団体の運営に関するモニタリング事務について	①個人データの管理について、別のパスワードを設定し、二重の管理を行い、また、鍵付のキャビネットに保管するなどセキュリティを強化した。 ②当該外郭団体への経理面の指導、監督について、関係課と協議のうえ、検査項目を設定し、団体固有の実情に沿った内容のリストを作成した。
福岡市	高齢者福祉及び介護保険事業の運営管理について	介護保険事業に関して、認定調査に従事する者の登録の際は、認定調査員研修受講の確認を徹底すべきとの指摘に対し、認定調査員従事者届により確認を行うようにするなど、事務改善に効果がみられた。

中核市名	平成21年度テーマ	効果
函館市	水道事業、温泉事業、公共下水道事業の事務執行状況について	市営谷地頭温泉の売却(平成24年度)
旭川市	子育て支援に関する事務の執行について	各指摘事項の措置により、関連業務の適正化が図られている。 なお、指摘事項に基づく改善は大小多岐にわたるため、効果額等を明確に把握することは困難である。
青森市	市の外郭団体(財団法人青森市文化スポーツ振興公社、青森市観光レクリエーション振興財団および株式会社アップルヒル)が指定管理者として管理・運営している文化・スポーツおよび観光・レクリエーションに関する公の施設の運営状況ならびに当該外郭団体の財務に関する事務の執行、事業の管理について	公の施設を指定管理者制度に基づき管理運営する外郭団体の事務執行・管理運営等について、公認会計士としての専門的知見から指摘・意見をいただき、債権などの財産管理や契約管理及び労務管理等の適正化が図られた。
盛岡市	①盛岡市中央卸売市場の経営状況について ②公の施設の管理運営について ③平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証	①盛岡市中央卸売市場の経営状況について 市場の活性化に向けた検討のみならず、経営形態にまで踏み込んだ検討に拡げ、方針を決定することができた。 ②公の施設の管理運営について 非公募による選定、募集する際のグルーピングの適否など指定管理者制度の趣旨に沿った適切な運用に向け改善が図られた。 ③平成19・20年度包括外部監査の措置状況の検証 収納率向上に向けた納付機会の拡大(コンビニ収納)、施設管理にアセットマネジメントの考え方を取り入れることができた。
秋田市	市立秋田総合病院の財務事務及び事業の管理運営について	効果を定量的に表すことは困難であるが、適正な事務執行等に関する職員への意識啓発などの定性的な効果も大きいものとする。
郡山市	委託料にかかわる財務に関する事務の執行について	随意契約を行っていた委託で、本来は競争入札すべきものがあり、業者間競争が働かず、新規参入業者を阻害していたが、競争入札をすることによって委託料業務の適正化が図られた。

中核市名	平成21年度テーマ	効果
いわき市	いわき市の公有財産及び備品等に関する事務の執行状況について	①公有財産調書への記載漏れや公有財産調書と業務仕様書等の不一致を修正するなど、公有財産管理の適正化が図られた。 ②車両更新の未報告に伴い、車両保険が未加入状態であった公用車について、指摘後直ちに加入手続きを行った。
宇都宮市	①消防本部及び消防署の財務に関する事務の執行及び管理について ②中心市街地活性化策に関する事務の執行並びに管理について	1 前期 【措置内容】 危険物施設等の立入検査を、消防OAシステムを活用し検査履歴を管理しながら実施したほか、消防本部が各消防署の状況を全体管理し、立入検査を実施した。 【効果】 より効率的、計画的な立入検査を実施することができた。等 2 後期 【措置内容】 若年夫婦世帯家賃補助制度申請者アンケートについて、転居理由の追加等の見直しを行った。 【効果】 より効果的に、事業効果の検証をすることができた。等
前橋市	外郭団体の財務に関する事務の執行、経営管理及び今後のあり方について	各外郭団体において、規模等の改正を行い、事務の適正化に取り組んだ。また、契約手続きについて、随意契約で行っていた業務委託等について、競争入札を導入したことにより、公平性の確保と契約額の削減が図れた。
川越市	外郭団体に対する補助金を除く、一般会計の補助金に係る、財務に関する事務の執行について	国の実施要綱及び実態に即していなかった要綱の改正を行なった。 補助金交付規則の適正な取扱につき、全庁に周知徹底を図り、事務の適正化が図られた。
船橋市	インフラ資産に含まれる施設等の管理運営に係る業務委託及び当該施設の維持補修・整備業務における財務に関する事務の執行について	インフラ資産に含まれる施設等の管理運営業務委託について適切な事務の執行が行われている。 施設維持補修、整備業務について適正に事務が執行されている。
柏市	市税、保育園費負担金、住宅使用料、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料の賦課・徴収に関する事務執行について	監査の結果に基づき、市税、保育園費負担金、住宅使用料、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料の賦課・徴収に関する事務執行について適切な措置を講じた結果、事務の効率化を図ることができた。
横須賀市	横須賀市における資金の流れと金融資産の管理等について	会計課が定める「資金管理運用基準」について、資金の運用にあたり、借入金額の範囲内で行うことを徹底する必要があるとの結果に対し、借入金債務との相殺枠を確認し、その範囲内で運用額を決定するように改善された。
富山市	下水道事業の財務事務の執行及び経営管理について	①平成18年度まで不納欠損金額を税抜で計算されており、平成19年度からは税込の金額で過年度損益修正損を計上している。 ②情報セキュリティ実施手順が策定されていなかったため、平成21年度に「富山市上下水道局公営企業会計システム情報セキュリティ実施手順書」を策定し運用している。
金沢市	扶助費について	指摘・意見に沿った見直しを行い、指摘事項5件に対し5件、意見21件に対し18件措置済である。個別事項としては、経理事務体制支払事務の不正請求防止においては、事業所の監査や早期指導の徹底を行ったほか、生活保護事務における課税調査事務処理体制を整備すべきであるという意見に対し、課税関係課と調整を行い実施時期を早めたことにより、1ヵ月早く対応できるようになった。
長野市	公有財産(不動産)に係る事務執行について	『公有財産(不動産)に係る事務執行について』をテーマとした監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じ、事務処理の適正化及び効率化等が図られた。
岐阜市	情報システムの財務に関する事務の執行について	情報システムの企画・導入から運用までの各段階における手続きを標準化した調達ガイドライン及びその実施計画を策定した。 この計画に基づき、平成23年度から予算化の際の事前評価、本稼働後の事後評価を実施する評価機関を設置し、行政経営的な視点での評価により適切な調達を実現している。

中核市名	平成21年度テーマ	効果
豊橋市	未収金・貸付金の管理に関する事務について	各事務マニュアルを作成し、職員に周知することで、標準化及び効率化が図られた。
岡崎市	下水道事業に係る事務の執行及び事業の管理について	店舗及び事業所等の不納欠損対象者について、インターネット等を活用することにより、使用料を請求すべきものの有無を確認する契機となった。
豊田市	豊田市における負担金、補助及び交付金の執行状況について	監査の結果を受けて、テーマとなった事務が適法かつ適正に進行管理され実施されているかを再度見直す機会となり、所管課及び全庁にてそれらの事務の適正化及び効率化が図られた。
大津市	①未収金について(収入未済額の管理を中心として) ②貸付金について(制度の運用・管理状況)	平成23年4月に、債権回収準備室を設置し、市税以外の国及び地方滞納処分例よりできる一定の要件を満たす(高額・困難案件)強制徴収公債権のうち国民健康保険料について、市税と一元化し、より効果的・集中的に債権回収事務を行うとともに、情報の共有化を図るため、平成23年度に滞納整理(名寄せ)システムの一部導入を行った。 また、私債権の放棄など、本市における債権の適正管理について規定した「大津市債権の管理に関する条例」を平成24年4月1日から施行するなど、適切な債権管理体制が推進したものと考えている。
高槻市	公有財産の管理に関する事務の執行について	(監査結果) 市営川西住宅駐車場の貸付料は、近隣の民間駐車場料金の平均値により、また、高槻市総合センターの貸付料は、不動産鑑定士による「調査報告書」に基づく㎡あたりの単価に、貸付面積を乗じることにより算定されている。 これらの貸付事例は、行政利用の必要性が生じた場合に備えた一定の配慮がなされている点で評価することができる。 このような貸付事例については、今後、積極的な導入が望まれる。 (講じた措置) 自動販売機の設置について、従来の行政財産使用許可の手法だけでなく、行政財産の余裕部分に関する貸付(賃貸借契約)の手法を活用し、その貸付料を入札により決定する制度を創設した。平成22年度については、5箇所14台を入札に付した。 (効果) 平成23年度 約7,600,000円 平成24年度 約5,800,000円
東大阪市	水道事業及び下水道事業に係る財務事務が、関係法令、規則及び諸規程に準拠して処理されているかの観点から監査を受けたもの。	各指摘事項の措置により、関連業務については適正化・効率化が図られている。 (平成24年1月末現在) 結果及び意見50件中、措置済20件、一部措置済み18件
姫路市	美化・環境に関する事務等の執行について	古紙類売買契約及び金属複合製品等処理業務委託契約において、契約期間を短縮して契約するように変更したことにより、市況リスクが軽減された。今後の経費削減が期待できる。
尼崎市	尼崎市の財政的援助団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	外郭団体における適正な会計処理として、減価償却の計算方法、退職給付引当金の計上など改めることができただけでなく、競争入札の実施や中期経営計画の策定など、外郭団体の自立的な経営改善に向けた取組の推進につながった。 なお、経費的な効果としては、競争入札の導入などにより約800万円の経費削減があった。
西宮市	普通財産を中心とした管理に係る財務事務について	普通財産の貸付事務及び有効活用に関する事項として財政的支援の総額を明らかにすべきという指摘をいただいた。講じた措置として、該当施設において無償貸付をする際は、決裁上に根拠、理由に加え、貸付料を徴収した場合の金額についても記載することとした。これにより、市の財政支援の総額を把握したうえで全体的な検討が行えるようになり、事務の適正化並びに効率化を図った。
奈良市	少子高齢化に関する財務事務について	保育料の払い戻しは平成22年5月から奈良市公金取扱事務適正化方針を受け、会計規則に基づき実施するようになった。

中核市名	平成21年度テーマ	効果
和歌山市	和歌山市の土地・建物の管理に関する財務事務の執行について	89件の指摘及び意見のうち、81件は平成22年10月1日までに、残りの8件については平成23年9月30日までに、それぞれ措置が完了した。 公有財産台帳の物件名称については、現状に合わせた名称に変更し、管理担当者が交代した場合も内容把握に支障をきたさないよう変更した。
倉敷市	委託契約に関する事務の執行について	委託契約に関する事務の執行について、発注方法、契約書の記載事項等の適正化が図られた。効果額等は、把握していない。
福山市	福山市保健所の財務に関する事務の執行について	①2011年度(平成23年度)から動物愛護センターへの狂犬病予防事務の窓口を追加したため、市民サービスの向上が図られた。 ②幼児インフルエンザ補助事業について、2011年度(平成23年度)から代理受領方式に変更したことにより、市民の利便性が向上するとともに、臨時職員経費の削減が図られた。 ③健康管理システムへの入力作業を外部業務委託することにより、業務の効率化が図られた。
下関市	下関市競艇事業特別会計の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について	競艇事業局における外部委託について、経費削減策を維持継続するために指名競争入札に競争原理が働くことが必要であるとされ、業者の選定について、市内業者を優先的に行っているが、業務の特殊性や業界における実績などが必要なものについては、例外的に市外業者にも選択範囲を広げるものとした。
高松市	①観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について ②出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について	「観光振興事業の財務に関する事務の執行および事業の管理について」および「出資団体の出納その他事務の執行について」の監査結果に対し、経理・財務業務に係る組織形態・業務分担等を改善する等の措置を講じた結果、事務の合理化および適正化を図ることができた。
松山市	委託料に関する事務の執行について	委託契約事務の改善に関することであつたため、契約の適正化などの点で改善効果が出ている。
高知市	財産管理に関する事務の執行について	財産の管理について、備品及び重要物品の基準額等の改正を行うなど、物品管理事務の適正化が図られた。
久留米市	市税の賦課・徴収事務及び市税を中心とした未収管理事務について	各指摘事項の措置により、関連業務の適正化が図られている。
長崎市	情報システムに係る財務事務の執行と有効性等について	情報システムに係る財務事務等は、市民の生命、財産、プライバシー等に影響を及ぼす資産となるため、取扱いは非常に重要である。外部監査人から指摘がなされたことは、事務を再確認し、改善などを図るきっかけとなり、市のIT部門のレベルアップに繋がり有益であった。 指摘事項 43件 措置済件数 43件 指摘事項の主な内容は、次のとおり ①調達プロセスの適切性 ②セキュリティ管理の適切性
熊本市	公有財産・物品・基金の管理等に関する事務の執行について	財産の所管替えが財産台帳に適切に反映されていないという指摘に対し、平成22年度より財産所管課において財産台帳の確認作業を年2回行い、異動通知の漏れの確認を行っている。 これにより、財産の適切な管理が図れるようになった。
大分市	土地区画整理事業及び住環境整備事業について	土地区画整理事業及び住環境整備事業について外部監査を受け、措置を講じた結果、要綱・要領や添付書類、各事業の評価のための指標等が整備された。
宮崎市	教育委員会の財務に関する事務の執行について	タクシー乗車券については、市の利用基準に沿って使用することとし、各学校においても適正な運用を行うよう通知し使用の適正化を図ったなど。
鹿児島市	収入未済債権に係る事務執行等について	税金以外の市の債権で、過去、督促等がなされていないものなどもあり、徴収が進んでいないものなどがあつたが、担当課で催告等を行い、徴収が進むとともに、特別滞納整理課との連携等により、財産調査や差し押さえ、不納欠損処分が適正に行われるなど徴収の強化が図られた。など

市区町村名	平成21年度テーマ	効果
東京都港区	教育委員会が所管する事務事業の執行について	学校施設改築への設計VEの導入という意見に対して、平成23年度から基本設計策定業務にVEを導入したことにより、基本設計時における施設建設費及び維持管理経費が削減した。
東京都江東区	高齢者福祉事業の運営・管理について	社協に対する補助金について、全額前払いを改め、分割払いを行い、適切な資金管理を図った。
東京都目黒区	①外郭団体の補助金交付申請に関する事務、補助金の使途等の事務その他の事務の執行状況及び経営管理について ②外郭団体への補助金に関する事務等の執行状況について	人件費総額の削減、補助金の有効活用及び適正なガバナンスが図られる。
東京都大田区	資産の管理について	指摘事項について適切な措置を講じ、事務事業のより効率的・効果的な遂行が図られた。
東京都世田谷区	特別区税及び国民健康保険料の管理及び財務事務の執行について	①電算システムやリストの活用等と複数管理体制による進行管理の周知徹底が図られた。 ②事務処理基準の明文化やマニュアルの修正等を行い、統一的な取り扱いが徹底された。 ③処理手順の作成と業務フローへの追加、セキュリティ実施手順の明確化により、作業リスクの低減と情報セキュリティの強化等を図ることができた。
東京都荒川区	あらかわ遊園の管理運営について	結果及び意見を受け、今後適正な管理や事務事業の効率化につなげていく。
東京都八王子市	①自転車駐車場等に係る事務の執行について ②市営住宅事業に係る事務の執行について	本市の自転車駐車場の料金体系について、他都市と比較して、自転車の一時利用料金が高いとの指摘を受けた。併せて、現状の業務委託費等の分析を実施し、コスト削減を行うことにより、利用料金の値下げについて検討するよう意見があった。 この指摘等に対して、市内の有料自転車駐車場料金については、自転車一時利用料金150円と100円が混在していたことも鑑み、自転車駐車場整備センターと協議を実施し、市内有料自転車駐車場の自転車一時利用料金を100円に統一し、平成22年9月1日付で実施した。 料金体系の是正を進めたことで、市民にとっての利便性が向上した。
東京都町田市	下水道事業等について	下水道事業等について、事業に係る財務事務の執行、効率性、経済性及び有効性の観点から監査を行なった結果、委託契約内容の見直しや財産台帳の整備が行なわれた。
大阪府枚方市	枚方市教育委員会が所管する教育行政の組織及び運営に関する事務の執行について	監査の結果等を踏まえ、留守家庭児童会室保育料の徴収事務の適正化、契約書作成時のチェック体制の改善、現金出納簿作成の徹底、学校給食のコスト計算の改善、施設修繕計画の策定等の措置を講じ、枚方市教育委員会が所管する教育行政の組織及び運営に関する事務の執行について、より一層の適正化を図ることができた。
大阪府八尾市	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	契約額の算定誤りを行っていた工事に対して、差額の返還を受けると共に、チェック体制の強化を図ることができた。また、指摘された業務委託契約において、金額の妥当性、契約内容の履行を確認することで、契約の妥当性を検証することができた。
香川県坂出市	坂出市の施設について	市が事務局として運営されている団体について、手続きの適正化や、団体の在り方を見直した。 一例としては、坂出市塩田跡地対策協議会の在り方について、 ・市補助金を15万円から5万円に減額し、不足分は繰越金を取り崩す等、適正な協議会の運営に取り組むこととした。 ・塩のまち坂出の再認識と対内外へのPRのため、絵本を1,300冊作成し、市内保育所、幼稚園、小・中学校、図書館等へ配布した。 今後とも同協議会の趣旨と目的に沿った活動を積極的に展開していくこととなった。 このように、市が関与する団体の在り方を抜本的に見直すことができた。

市区町村名	平成21年度テーマ	効果
香川県善通寺市	「善通寺市の公民館」の管理運営について	公民館の使用許可手続き、使用料収納事務の適正化 など
長崎県佐世保市	①ごみ処理事業について ②土地・建物(普通財産)の貸付け及び譲渡について	外勤を本来業務としており、外勤が常態化している啓発指導員に対する外勤旅費について、旅費条例の趣旨に鑑み支給しないことにした。(効果額 約145万円)